

賠償責任保険 普通保険約款・特別約款および特約集

S0045-00-80 2510 15,000 (マ)

このたびは、セコム損保の賠償責任保険をご契約いただきありがとうございます。

この「普通保険約款・特別約款および特約集」(以下「約款集」といいます。)は、賠償責任保険の普通保険約款・特別約款および特約をとりまとめたもので、ご契約いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されております。

ご一読のうえ、保険証券と同様に保管くださいますようお願い申し上げます。(この約款集に記載された特約以外の特約があるときは、証券に添付してあります。)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

目次

◎賠償責任保険普通保険約款	1	43. 営業時間外建物外危険補償対象外特約	32
◎自動的に付帯される特約	7	44. 下請負人再委託中補償特約	32
◎共通特約	7	45. 使用不能損害補償特約	32
1. 賠償責任保険追加特約 自動付帯	7	46. 生産物特別約款	33
2. LP ガス販売業務補償対象外特約 自動付帯	8	47. 生産物追加特約 自動付帯	33
3. 風水災危険補償対象外特約	8	48. 理髪店・美容院等業務危険補償特約	34
4. 共通支払限度額特約	8	49. 食中毒・感染症利益補償特約	35
5. 費用内枠払特約	8	50. エンジン焼付損害補償対象外特約	37
6. 対物間接損害補償対象外特約	8	51. エンジン焼付損害縮小支払特約	38
7. 被保険者間交差責任補償特約	9	52. 業務の目的物の範囲に関する特約	38
8. 縮小支払特約	9	53. 定型PL特約	38
9. 初期対応費用・訴訟対応費用補償特約	9	54. 損害賠償請求ベース特約	40
10. 人格権侵害補償特約	10	55. リコール費用補償特約	41
11. 見舞費用補償特約	10	56. 生産物自体損害補償特約	45
12. 使用不能損害拡張補償特約	15	57. 旅館特別約款	46
13. 保険料分割払特約（一般）	16	58. 旅館追加特約 自動付帯	47
14. 保険料分割払特約（大口）	17	59. 食中毒・感染症利益補償特約	48
15. 保険料確定特約	18	60. 旅館宿泊者特別約款	48
16. 共同保険に関する特約	18	61. 塾特別約款	51
◎特別約款・特約	19	62. 漏水補償特約	51
17. 施設所有管理者特別約款	19	63. 塾生徒特別約款	51
18. 施設所有管理者追加特約 自動付帯	19	64. 傷害補償特約	54
19. 漏水補償特約	20	65. 保険料確定特約（塾総合用）	63
20. 複数特別約款共通支払限度額特約	20	66. 店舗特別約款	63
21. 理髪店・美容院等業務危険補償特約	20	67. 見舞費用補償特約（A）	66
22. レクリエーション特約	20	68. 見舞費用補償特約（B）	70
23. レクリエーション包括契約特約（毎月報告・一括精算）	22	69. 事故再発防止費用補償特約	75
24. レクリエーション包括契約特約（一括報告・一括精算）	23	70. エレベーター・エスカレーター補償特約	75
25. マンション共用部分特約 自動付帯	23	71. 借用施設補償特約	76
26. エレベーター・エスカレーター特別約款	26	72. 特定店舗補償特約	76
27. 複数特別約款共通支払限度額特約	26	73. 食中毒・感染症利益補償特約	76
28. マンション共用部分特約 自動付帯	26	74. 使用不能損害拡張補償特約（店舗特別約款用）	76
29. 請負業者特別約款	26	75. リコール費用補償特約（店舗特別約款用）	77
30. 請負業者追加特約 自動付帯	26	76. 生産物自体損害補償特約（店舗特別約款用）	81
31. 管理財物拡張補償特約	27	77. 白蟻防除業者特別約款	82
32. 支給財物等損壊補償特約	28	78. 警備業者特別約款	82
33. リース・レンタル財物損壊補償特約	28	79. 共通支払限度額特約（警備業者特別約款用）	83
34. 地下埋設物損壊補償対象外特約	29	80. 運送業務補償特約	83
35. 漏水補償特約	29	81. 現金・貴重品補償特約	83
36. 被保険者間交差責任補償特約（請負業者特別約款用）	29	82. 危険物補償特約	84
37. 受託者特別約款	30	83. 労働争議補償特約	84
38. 受託者追加特約 自動付帯	30	84. 見舞費用補償特約（警備業者特別約款用）	84
39. 漏水補償特約	31	85. 人格権侵害補償特約（警備業者特別約款用）	89
40. 現金・有価証券・貴重品等補償特約	31	86. 柔道整復師特別約款	90
41. 保管施設外補償対象外特約	31	87. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師特別約款	91
42. 自動車管理者特別約款	31		

自動付帯と記載がある特約は、ご契約の内容・条件により自動的にその特約が付帯されます。

自動付帯される条件については、「◎自動的に付帯される特約」をご参照ください。

賠償責任保険普通保険約款

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、特別約款記載の事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した他人（被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。）の身体の障害（人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。以下同様とします。）または財物の損壊（滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐欺は含みません。以下同様とします。）について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的な自然現象によって生じた賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用人（雇用契約関係の有無を問いません。）が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

第3条（損害の範囲）

当会社が保険金として支払うべき損害の範囲は、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きします。）および次条に規定する費用とします。

第4条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解

または調停に関する費用

- ② 被害者の応急手当、護送、診察、治療、看護その他緊急措置のために要した費用および支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

- ③ 第21条（事故発生時の義務）（1）①または同条（1）③の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用および被保険者が第22条（当会社による解決）の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用

第5条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金の額	－	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	保険金の額
-----------------------	---	---------------------------	---	-------

（2）当会社が支払うべき（1）の保険金は、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）をもって限度とします。

（3）当会社は、（1）に定める保険金のほか、前条に規定する費用の全額を支払います。ただし、前条①に規定する費用については、被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金の額に対する割合をもって限度とします。

第2章 基本条項

第6条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① （2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が、事故の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4)(2)に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。ただし、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)に関する事項については、(2)の規定を適用します。

(5)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6)(5)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第8条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

(2)(1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。

(5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、

遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条(調査)

(1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとしま

す。
(2) 当会社は、保険期間中いつでも事故発生の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

(3) 被保険者が、正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合または不備の改善の請求に応じない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4)(3)の規定は、(3)に規定する拒否の事実または請求に応じない事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第11条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第14条(重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、

この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第15条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 第8条(通知義務)(1)の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、同条(1)の事実が生じた時以降の期間(保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。)に対する保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、第8条(通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対

して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第17条(保険料の返還－無効または失効の場合)

- (1) 第11条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約である場合には、第20条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

第18条(保険料の返還－取消しの場合)

第12条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第19条(保険料の返還－解除の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、第10条(調査)(3)、第14条(重大事由による解除)(1)または第16条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第13条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期利率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、当社が、第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、第10条(調査)(3)、第14条(重大事由による解除)(1)または第16条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合には、次条(3)の規定によって保険料を精算します。
- (4) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、第13条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除した場合には、次条(3)の規定によって保険料を精算します。

第20条(保険料の精算)

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められる場合において、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(4) この約款において、賃金、入場者、領収金または売上高とは、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 賃金・・・名称を問わず、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいいます。
- ② 入場者・・・保険期間中に、有料・無料を問わず、保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
- ③ 領収金・・・保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金銭の総額をいいます。
- ④ 売上高・・・保険期間中に、被保険者が販売した保険証券記載の商品の税込対価の総額をいいます。

第21条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講ずること。
- ② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。
ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1) ②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1) ③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得

することができたと認められる額

④ (1) ④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、(1) ②の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) ⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合

第22条（当会社による解決）

被保険者が、損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合において、当社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用でその解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第23条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。
- (3) (2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第24条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既

に支払がなされた場合はその領収書とします。)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)

- ⑦ その他当会社が第26条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(第4条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。以下同様とします。)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第26条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が第24条(保険金の請求)(2)の規定による手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑥ 過去の判例等に照らして損害発生事由が特殊である場合、同一の事故による損害賠償請求権者が多数存在する場合等、事故形態が特殊である場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第27条(時効)

保険金請求権は、第24条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。)を取得した場合にお

いて、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2)(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第29条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

◎自動的に付帯される特約

ご契約の内容・条件により、自動的に付帯される特約は下表のとおりです。

※お申し出により任意に付帯することができる特約につきましては、保険証券に表示しております。

ご契約の内容・条件	自動的に付帯される特約	掲載頁
旅館宿泊者特別約款、塾生徒特別約款およびスキー場入場者特別約款を除くすべての特別約款	賠償責任保険追加特約	7
施設所有管理者特別約款、請負業者特別約款、生産物特別約款または店舗特別約款を付帯した場合	L P ガス販売業務補償対象外特約	8
施設所有管理者特別約款を付帯した場合	施設所有管理者追加特約	19
施設所有管理者特別約款またはエレベーター・エスカレーター特別約款を付帯したご契約のうち、保険証券記載の被保険者がマンション管理組合（管理組合法人を含みます。）であって、かつ、保険証券記載の施設またはエレベーター・エスカレーターが分譲マンションの共用部分である場合	マンション共用部分特約	23、26
請負業者特別約款を付帯した場合	請負業者追加特約	26
受託者特別約款を付帯した場合	受託者追加特約	30
生産物特別約款を付帯した場合	生産物追加特約	33
旅館特別約款を付帯した場合	旅館追加特約	47

共通特約

1. 賠償責任保険追加特約

第1条（国内事故のみ補償）

（１）当会社が保険金を支払うべき損害は、日本国内において発生した事故または請求（日本国外において発生した事故について、日本国内でなされた請求を除きます。）に起因する損害に限ります。

（２）（１）の規定にかかわらず、当会社は、（１）の損害にかかる訴訟が日本国外の裁判所に提起され、その結果、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（原子力危険補償対象外）

当会社は、直接であると間接であることを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。）、核原料物質、放射性元素もしくは放射性同位元素またはこれらにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）、の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（放射能汚染または放射線障害に起因する損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。ただし、医学的または産業的利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の使用、貯蔵または運搬中に生じた放射性同位元素の原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。

第3条（汚染危険補償対象外）

（１）当会社は、直接であると間接であることを問わず、汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、汚染物質の排出、流出、溢出または漏出が急激かつ偶然な場合を除きます。

（２）（１）に規定する汚染物質とは、固体状、液体状、気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質（原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類、これらの石油類から誘導される化成品類、石油類または化成品類を含む混合物、廃棄物および残渣をいいます。）、廃棄物（再生利用のための物質を含みます。）等を含みます。

（３）当会社は、（１）のただし書きに該当する場合においても、汚染物質の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、脱毒、中和等に要するすべての損失および費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、また損害賠償金として請求されたと否とを問わず、保険金を支払いません。

第4条（石綿損害等補償対象外）

当会社は、直接であると間接であることを問わず、次のいずれかに起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性

第5条（日付変更損害等補償対象外）

当会社は、直接であると間接であることを問わず、次の事由に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 年、日付または時刻のデータまたは情報の処理、変換または置換に関連して

コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、集積回路、その他のシステムおよび装置ならびにプログラム（以下「コンピュータ等」といいます。被保険者または第三者のいずれの所有であるかを問いません。）に生じた欠陥（一部分の欠陥を含みます。）、誤作動、機能停止および機能喪失（以下「異常」といいます。）

- ② ①に掲げる異常の発生を防ぐ、あるいは異常の発生に対処するためにコンピュータ等に加えられた訂正、変換、書き換え、およびこれらの試行ならびにアドバイス（以下「修正」といいます。異常の発生の先後を問いません。）、あるいはこれら修正の誤設置、欠陥、不完全ならびに不履行

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

2. L Pガス販売業務補償対象外特約

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、L Pガス販売業務の遂行（L Pガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）またはその結果に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)に規定するL Pガス販売業務とは、L Pガスの供給およびこれに伴うL Pガスの製造、貯蔵、充填、移動などの業務をいい、L Pガス容器その他のガス器具（以下「器具」といいます。）の販売、貸与ならびに配管、器具の取付・取替、器具・導管の点検、修理などの作業を含みます。

3. 風水災危険補償対象外特約

当社は、直接であると間接であるとを問わず、台風、暴風雨、豪雨等による風災または水災に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

4. 共通支払限度額特約

第1条（支払限度額）

当社が普通保険約款第5条（支払保険金の計算）(1) および(2)の規定により支払うべき保険金の額は、1回の事故について、他人の身体の障害に起因する損害賠償金と他人の財物の損壊に起因する損害賠償金とを合計して、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第2条（保険期間中の支払限度額の特則）

この特約が付帯される特別約款において保険期間中の支払限度額が設定されている場合には、当社が普通保険約款第5条（支払保険金の計算）(1) および(2)の規定により支払うべき保険金の額は、保険期間中について他人の身体の障害に起

因する損害賠償金と他人の財物の損壊に起因する損害賠償金とを合計して保険証券記載の保険期間中の支払限度額をもって限度とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

5. 費用内枠払特約

第1条（支払保険金の計算）

当社は、この特約により、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故について、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金の額	+	普通保険約款第4条（費用）に規定する費用	-	保険証券に免責金額の記載がある場合	=	保険金の額
				は、その免責金額		

第2条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の支払限度額（この特約が付帯される特別約款に保険期間中の支払限度額が設定されている場合において、当社が既経過期間中に保険金を支払ったときは、保険証券記載の支払限度額または保険証券記載の保険期間中の支払限度額からその支払った保険金の額を差し引いた額のいずれか低い額とします。）が、普通保険約款第25条（先取特権）(2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が普通保険約款第4条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第3条（読み替え規定）

この特約が付帯される特別約款に共通支払限度額特約が付帯されている場合は、同特約第1条（支払限度額）および第2条（保険期間中の支払限度額の特則）の規定中、「普通保険約款第5条（支払保険金の計算）(1) および(2)」とあるのは「費用内枠払特約第1条（支払保険金の計算）」と読み替えて適用します。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

6. 対物間接損害補償対象外特約

第1条（損害賠償金の範囲）

当社は、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金のうち、他

人の財物の損壊に起因する損害賠償金については、直接の復旧費用に限り保険金を支払うものとし、その財物の使用不能に起因する損害賠償金（得ることができたと認められる利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

第2条（費用の範囲）

当会社は、普通保険約款第4条（費用）に規定する費用については、前条の規定により支払うべき損害賠償金の額の被保険者が被害者に支払うべき財物の損壊に起因する損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

7. 被保険者間交差責任補償特約

第1条（他の被保険者との関係）

当会社は、この特約により、普通保険約款、この保険契約に適用される特別約款およびその他の特約の規定は、各被保険者につき別個に適用し、普通保険約款、この保険契約に適用される特別約款およびその他の特約に定める「他人」の定義の規定にかかわらず、被保険者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなします。

第2条（支払限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

8. 縮小支払特約

第1条（支払保険金の計算）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定にかかわらず、1回の事故について、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金の額} \\ - \\ \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額} \end{array} \right\} \times \text{保険証券記載の縮小支払割合} = \text{保険金の額}$$

第2条（読み替え規定）

- （1）この特約が付帯される特別約款に共通支払限度額特約が付帯されている場合は、同特約第1条（支払限度額）および第2条（保険期間中の支払限度額の特則）の規定中、「普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）」とあるのは「縮小支払特約第1条（支払保険金の計算）」と読み替えて適用します。
- （2）この特約が付帯される特別約款に費用内枠支払特約が付帯されている場合は、同特約第1条（支払保険金の計算）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（支払保険金の計算）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故について、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金の額} \\ + \\ \text{普通保険約款第4条（費用）に規定する費用} \\ - \\ \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額} \end{array} \right\} \times \frac{\text{保険証券記載の縮小支払割合}}{\text{保険金の額}} = \text{保険金の額}$$

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

9. 初期対応費用・訴訟対応費用補償特約

第1条（損害の範囲）

当会社は、この特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）記載の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が保険証券記載の保険期間中に発生した場合において、普通保険約款第4条（費用）に規定する費用のほか、この特約により、次の費用（収入の喪失を含みません。）を損害の一部とみなします。

- ① 被保険者が初期対応を行うために支出を余儀なくされた次の費用。ただし、その額および使途が社会通念上妥当なものに限り、
 - ア. 事故現場の保存、事故状況の調査およびその記録に要する費用（写真撮影費用を含みます。）
 - イ. 事故原因の調査に要する費用
 - ウ. 事故現場の取片づけおよび清掃に要する費用（残存物の廃棄費用を含みます。）
 - エ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費等の費用

オ. 通信費

カ. 新聞等へのお詫び広告掲載費用または休業していることもしくは営業再開の予定を広告するための費用。ただし、あらかじめ当会社の同意を得たものに限りです。

- ② 被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟の対応のために支出を余儀なくされた次の費用。ただし、その額および使途が社会通念上妥当なものに限りです。

ア. 文書（相手方当事者または裁判所に提供する文書に限りです。）作成費用

イ. 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
ウ. 事故原因の調査に要する費用

エ. 意見書・鑑定書の作成費用

オ. 被保険者の使用人の超過勤務手当（訴訟等の対応に常時従事する者に対する手当は除きます。）または臨時雇用費用

カ. 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費

キ. 増設コピー機の賃借費用

第2条（支払責任の限度）

当会社が前条の規定に基づき支払うべき保険金の額は、前条①および②に規定する費用の合計で、1回の事故につき1,000万円を限度とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

10. 人格権侵害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）に規定する「偶然な事故」に起因して、被保険者または被保険者以外の者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に行った他人（被保険者以外の者をいいます。）に対する次に掲げる不当な行為（以下「不当行為」といいます。）により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責

任

- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
③ 被保険者の使用人の間で行われた不当行為に起因する賠償責任
④ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
⑤ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
⑥ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する賠償責任

第3条（支払責任の限度）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払うべき保険金の額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金および普通保険約款第4条（費用）に規定する費用の合計額について、1名につき100万円、1回の事故につき1,000万円を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

11. 見舞費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によりします。

用語	定義
ギブス等	ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。）、線副子等（上下顎を一體的に固定した場合に限りです。）およびハローベストをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、これらの者以外の医師による治療をいいます。

通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）記載の事故により、他人（被保険者以外の者をいいます。）の身体の障害（身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）が保険証券記載の保険期間中に発生した場合において、被保険者がその対応のために見舞品の購入費用または弔慰金もしくは見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を当会社の同意を得て支出したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（２）（１）の規定に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、第4条（保険金の支払額）の規定を除き、被害者1名について別表1の項目ごとに記載の金額を限度とし、すべての被害者の合計で1,000万円を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 見舞金等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします。）の故意
- ② 被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）もしくは被保険者の使用人または見舞金等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
- ③ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ④ 被害者の心神喪失

（２）当会社は、運動競技（その練習を含みます。）、筋力トレーニングまたはエクササイズ（これらを総称して以下「運動競技等」といいます。）を行っている者がその運動競技等によって生じた身体の障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

当会社は、同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の(a)の保険金を支払う場合において、既に支払った別表1の(b)から(d)までにかかる保険金があるときは、死亡にかかる別表1の(a)の保険金から既に支払ったその保険金の額を差し引いた残額を支払います。

第5条（損害賠償保険金との関係）

この特約により保険金が支払われた後に、被害者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた保険金（見舞品の購入費用に相当する額を除きます。）は、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損

害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第6条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24条（保険金の請求）（２）に規定する書類のほか、次の①から④までの書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険者の見舞金等の支出を証明する帳簿の写等の書類
 - ② 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ③ 被害者に後遺障害が生じた場合は、後遺障害診断書
 - ④ 被害者が入院または通院した場合は、傷害または疾病の程度を証明する診断書および入院日数または通院日数（往診日数を含み、入院した期間中のものを除きます。以下同様とします。）を記載した病院または診療所の証明書類
- （３）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（時効）

保険金請求権は、前条（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約の適用においては、普通保険約款第27条（時効）の規定は適用しません。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中、「賠償責任」とあるのは「見舞金等」
- ② 第26条（保険金の支払時期）（１）の規定中「第24条（保険金の請求）（２）」とあるのは「第24条（保険金の請求）（２）および見舞費用補償特約第6条（保険金の請求）（２）」

第10条（特別約款等の読み替え）

この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない旨の規定中、「法律上の賠償責任」または「賠償責任」とあるのは「見舞金等」と読み替えて適用します。

第11条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

別表１ 第２条（保険金を支払う場合）（２）の限度額

項 目			支払限度額
(a) 死亡した場合			50万円
(b) 後遺障害が生じた場合			50万円に別表２に掲げる割合を乗じた額
(c) 入院の場合	入院日数	31日以上	10万円
		15日以上～30日以内	5万円
		8日以上～14日以内	3万円
		7日以内	2万円
(d) 通院の場合	通院日数	31日以上	5万円
		15日以上～30日以内	3万円
		8日以上～14日以内	2万円
		7日以内	1万円

注 通院日数には、被害者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者または被害者以外の医師の指示による固定であること（診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

1. 長管骨（上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下２．において同様とします。）または脊柱
2. 長管骨に接続する３大関節部分（上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）
3. 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
4. 顎骨または顎関節。ただし、線舌子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

別表２ 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第１級	(１) 両眼が失明したもの (２) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (３) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (４) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100％

	(５) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (６) 両上肢の用を全廃したもの (７) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (８) 両下肢の用を全廃したもの	
第２級	(１) １眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (２) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (３) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (４) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (５) 両上肢を手関節以上で失ったもの (６) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89％
第３級	(１) １眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (２) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (３) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (４) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (５) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78％
第４級	(１) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (２) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (３) 両耳の聴力を全く失ったもの (４) １上肢をひじ関節以上で失ったもの (５) １下肢をひざ関節以上で失ったもの (６) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (７) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69％

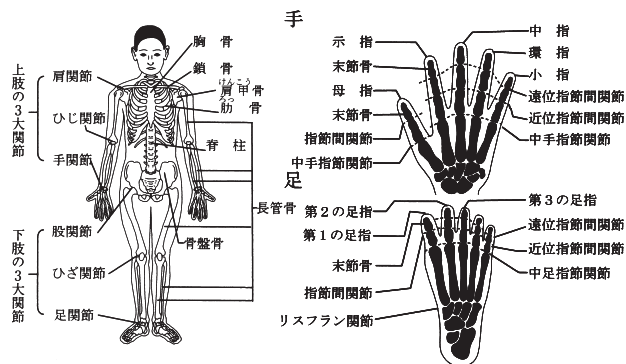
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%		(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%	第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの	42%	第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	26%

	(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの			(5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20 %	第 12 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの (12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10 %
第 11 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	15 %	第 13 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげを残すもの (5) 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1 手の小指の用を廃したもの	7 %

	(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまぶたはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



12. 使用不能損害拡張補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間中に発生したこの特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）記載の事故により、他人（被保険者以外の者をいいます。）の財物（被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。）が損壊（滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐欺は含みません。以下同様とします。）を伴わずに使用不能（財物の本来の目的および用法に従った使用が阻害されることをいい、これにより収益が減少することを含みます。以下同様とします。）になったことにより生ずる損害（以下「使用不能損害」といいます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2) 生産物特別約款にこの特約が付帯されている場合には、同特別約款第1条（事故）に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または業務の目的物（以下「業務の目的物」といいます。）に損壊が発生したときに限り、(1)の規定を適用します。この場合において、生産物または業務の目的物は、(1)の他人の財物とはみなしません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 財物を紛失することまたは盗取もしくは詐欺されることによって生じた使用不能に起因する賠償責任
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の債務不履行（履行不能、履行遅滞または不完全履行をいい、前条(2)に規定する生産物または業務の目的物の損壊を除きます。）に起因する賠償責任
- ④ 被保険者またはその役員もしくは使用人による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ⑤ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- ⑥ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物の損壊、紛失、盗取または詐欺に起因する賠償責任
- ⑦ ネットワーク（電子データ等を伝送する通信回線、ルーターおよび交換機で構成される情報通信ネットワーク、コンピュータ、サーバー、データ端末等の情報機器を接続したコンピュータネットワークおよびインターネット等のバックボーンネットワークをいいます。以下同様とします。）の所有、使用もしくは管理またはネットワーク上におけるデータ、ソフトウェアもしくはプログラムの提供によって生じた使用不能に起因する賠償責任

- ⑧ 生産物または業務の目的物自体（生産物または業務の目的物の一部の欠陥によるその生産物または業務の目的物の他の部分を含みます。）の使用不能に対して負担する賠償責任
- ⑨ 生産物または業務の目的物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物（構造的、機能的に一体とみなされる完成品をいいます。）の使用不能に起因する賠償責任
- ⑩ 生産物または業務の目的物（生産物または業務の目的物を制御装置として使用している財物を含みます。）により製造または加工された財物の使用不能に起因する賠償責任

第3条（使用不能損害の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する使用不能損害は、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限りします。

第4条（支払責任の限度）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払うべき保険金の額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金および普通保険約款第4条（費用）に規定する費用の合計額について、1回の事故につき100万円を限度とします。

第5条（普通保険約款等との関係）

- (1) 請負業者特別約款にこの特約が付帯される場合は、第2条（保険金を支払わない場合）②の適用にあたり、請負業者追加特約第4条（管理財物の範囲に関する特則）の規定を適用しません。
- (2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

13. 保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によりします。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された普通保険約款をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。

未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。
--------	-------------------------------------

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第4条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（解除—分割保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年額保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第8条（保険料の返還または請求）

普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を準用します。

14. 保険料分割払特約（大口）

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、この保険契約の総保険料が当社が別に定める額を超える場合に限り、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料（「分割保険料」とは、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。以下同様とします。）を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この条において同様とします。）の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日に分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込

期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の追加保険料ごとの規定を適用します。

第5条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

当社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（解除—分割保険料不払の場合）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（払込期日の翌月の払込期日をいいます。以下②において同様とします。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1)の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づくこの保険契約の総保険料から既経過期間に対する保険料を差し引いた額
- ② 未払込保険料（この保険契約の総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた残額をいいます。以下②において同様とします。）がある場合は、その未払込保険料の額

第7条（保険料の返還または請求）

普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料を返還

または請求します。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を準用します。

15. 保険料確定特約

第1条（保険料算出の基礎）

（1）普通保険約款第20条（保険料の精算）（4）の規定にかかわらず、この特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）において、保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」または「売上高」とは、それぞれ次に定めるところによります。

① 賃金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、名称を問わず、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、労働の対価として被保険者が支払った金銭の総額をいいます。

② 入場者

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、有料・無料を問わず、保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。

③ 領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の業務によって被保険者が領収した税込金銭の総額をいいます。

④ 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、被保険者が販売した保険証券記載の商品の税込対価の総額をいいます。

（2）当社は、特別約款の保険料が（1）に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合は、（1）に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）におけるその金額または数量を、保険料を定めるために用います。

第2条（適用除外）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の返還－無効または失効の場合）（3）、第19条（保険料の返還－解除の場合）（3）および（4）、第20条（保険料の精算）（1）および（3）ならびにこの保険契約に適用される特約における通知および保険料の精算の規定を適用しません。

第3条（保険金計算の特則）

当社は、保険契約者または被保険者が当会社に申告した第1条（保険料算出の基礎）に規定する金額または数量が、実際金額または数量に対して不足していた場合は、次の算式により算出した額を保険金として支払います。

実際金額または数量が申告されたものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

$$\times \frac{\text{保険契約者または被保険者が申告した金額または数量}}{\text{実際の金額または数量}} = \text{保険金の額}$$

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

16. 共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更に係る書類等の受領もしくは承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領または承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書等の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

特別約款・特約

17. 施設所有管理者特別約款

第1条（事故）

この特別約款において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、保険証券記載の施設または設備（以下「施設」といいます。）を所有、使用もしくは管理することによって、または施設の用法に伴う保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）の遂行によって生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ② 施設の新築、改築、改造、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ③ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ア. 航空機
 - イ. 自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）
 - ウ. エレベーター・エスカレーター
 - エ. 施設外における船、車両（自動車および原動力が専ら人力である場合を除きます。）または動物
- ④ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいもしくは氾濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 業務の終了後（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または業務を放棄した後において、その業務の結果に起因する賠償責任（被保険者が機械、装置または資材を業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
- ⑦ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑧ 次の業務に起因する賠償責任
 - ア. 人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
 - イ. 医薬品、医薬部外品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定または投与もしくは使用方法の指示
 - ウ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の施術

第3条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

18. 施設所有管理者追加持約

第1条（専門職業等危険補償対象外）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および施設所有管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、弁理士、社会保険労務士その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ② 次に掲げる業務に起因する賠償責任
 - ア. 理容業務（カット、シャンプー、シェービング、セット、アイパー、コールド・パーマメントウェーブ、アイロン、ヘア・スカルプ・トリートメント（毛髪・頭皮保護）等をいいます。）
 - イ. 美容業務（総合パーマメント・ウェーブ、シャンプー、カット、セット、ブロー、ヘア・トリートメント、スカルプ・トリートメント、ヘア・ダイ（染毛）、婚礼着付、フェイシャル・トリートメント等をいいます。）
 - ウ. ネイルケア（爪の整形、処理、カラーリング、リムーバー、パック、付け爪、角質取り等をいいます。）、ネイルアート等の施術
 - エ. 痩身、脱毛、整形等を目的とする施術
- ③ 被保険者が建築、土木、組立その他の工事を遂行中の事故に起因する賠償責任

第2条（油濁危険補償対象外）

（1）当社は、賠償責任保険追加持約第3条（汚染危険補償対象外）（1）のただし書きの規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、石油物質が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）から海、河川、湖沼、運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出したことに起因して、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

（2）当社は、石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等について、支出された費用その他損害の発生または拡大の防止のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

（3）（1）および（2）に規定する石油物質とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類

② ①に記載された石油類より誘導される化成品類

③ ①および②に記載された物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

19. 漏水補償特約

当社は、施設所有管理者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいもしくは氾濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

20. 複数特別約款共通支払限度額特約

第1条（支払限度額）

当会社が普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定により支払うべき保険金の額は、1回の事故について、施設所有管理者特別約款にて支払うべき損害賠償金とエレベーター・エスカレーター特別約款にて支払うべき損害賠償金とを合計して、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、施設所有管理者特別約款、エレベーター・エスカレーター特別約款および他の特約の規定を適用します。

21. 理髪店・美容院等業務危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、施設所有管理者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）⑧ウの規定、施設所有管理者追加特約第1条（専門職業等危険補償対象外）②アからウまでの規定および生産物追加特約第2条（専門職業等危険補償対象外）②ウからカまでの規定にかかわらず、次の業務に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① 理容業務（カット、シャンプー、シェービング、セット、アイパー、コールド・パーマメントウェーブ、アイロン、ヘア・スカルプ・トリートメント（毛髪・頭皮保護）等をいいます。）

② 美容業務（総合パーマメント・ウェーブ、シャンブー、カット、セット、ブロー、ヘア・トリートメント、スカルプ・トリートメント、ヘア・ダイ（染毛）、婚礼着付、フェイシャル・トリートメント等をいいます。）

③ ネイルケア（爪の整形、処理、カラーリング、リムーバー、バック、付け爪、角質取り、ハンドマッサージ等をいいます。）、ネイルアート等の施術

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）およびこの特約が付帯される特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、頭髮以外に対するパーマメントウェーブ用剤（頭髮用以外のものを含みます。）の使用に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

22. レクリエーション特約

第1条（事故）

この特約において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の事故とは、施設所有管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者が主催する保険証券記載の行事（以下「行事」といいます。）の遂行によって生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が行事を開催する施設の所有者または管理者である場合には、その施設の所有または管理に起因する賠償責任。ただし、行事開催中に使用しているテント、やぐら等の行事用仮設物の所有、使用または管理に起因する賠償責任を除きます。

② 行事の主催者もしくは役員または行事の主催、企画もしくは運営に従事する者が被った身体の障害またはこれらの者の財物の損壊に起因する賠償責任

第3条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、行事の主催者およびその役員とします。

第4条（支払限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第5条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項（危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。以下「告知事項」といいます。なお、「危険」とは、損害の発生の可能性をいいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を

解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第6条(保険料の返還または請求・告知義務等の場合)

- (1) 前条(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4)(1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5)(4)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書とします。)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
 - ⑦ その他当社が次条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。以下③において同様とします。)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (4)(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日まで、に、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第9条（時効）

保険金請求権は、第7条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第10条（普通保険約款の適用除外）

この特約の適用においては、普通保険約款第7条（告知義務）、第8条（通知義務）、第10条（調査）、第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）、第24条（保険金の請求）、第26条（保険金の支払時期）および第27条（時効）の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第19条（保険料の返還—解除の場合）(1)および(3)の規定中「第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第10条（調査）(3)、第14条（重大事由による解除）(1)または第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)」とあるのは「この特約第5条（告知義務）(2)、第6条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)または普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)」と読み替えて適用します。

第12条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

23. レクリエーション包括契約特約

（毎月報告・一括精算）

第1条（行事の範囲）

この特約において、レクリエーション特約第1条（事故）に規定する行事とは、保険期間内に被保険者が開催するすべての保険証券記載の行事（以下「行事」といいます。）をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、行事毎に、被保険者が行事を開始した時に始まり、行事が終了した時に終了します。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、すべての行事の名称、開催日、開催場所、参加者数を明確に把握できる帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

(1) 保険契約者は、毎月□日前1か月間に開催した行事の名称、開催日、開催場所、参加者数を、毎月□日までに所定の通知書により、当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知が行われる前に発生したその通知にかかわる行事に起因する事故による損害に対しては、保険金を支払

いません。

(3)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（精算）

当会社は、保険契約終了後、前条（1）の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料の合計額と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに施設所有管理者特別約款および他の特約の規定を準用します。

24. レクリエーション包括契約特約

（一括報告・一括精算）

第1条（行事の範囲）

この特約において、レクリエーション特約第1条（事故）に規定する行事とは、保険期間内に被保険者が開催するすべての保険証券記載の行事（以下「行事」といいます。）をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、行事毎に、被保険者が行事を開始した時に始まり、行事が終了した時に終了します。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、すべての行事の名称、開催日、開催場所、参加者数を明確に把握できる帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、行事の名称、開催日、開催場所、参加者数を所定の通知書により、当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知が行われる前に発生したその通知にかかわる行事に起因する事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。

第5条（精算）

当会社は、保険契約終了後、前条（1）の規定による通知に基づき当社が算出した確定保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに施設所有管理者特別約款および他の特約の規定を準用します。

25. マンション共用部分特約

第1条（この特約の適用）

保険証券記載の被保険者がマンション管理組合（管理組合法人を含みます。）であって、かつ、保険証券記載の施設またはエレベーター・エスカレーターが分譲マンションの共用部分である場合に適用されます。

第2条（共用部分の範囲）

(1) この特約において、分譲マンションの共用部分とは、下欄に記載された部分をいいます。

① 法定共有部分

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」といいます。）第2条（定義）第4項および区分所有法第4条（共有部分）第1項の規定により共用部分とされる部分のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、規約共用部分を除きます。

ア. 共用の玄関、階段、廊下、電気室等、構造上、区分所有者の全員または一部の共用に供されるべき部分

イ. 電気・ガス・給排水・空調・エレベーター設備等、区分所有法第2条（定義）第3項に定める専有部分に属しない建物の付属物

② 規約共用部分

区分所有法第4条（共有部分）第2項の規定に従い、管理規約により共用部分と定められた、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 集会室、応接室、管理室等、建物の部分

イ. 物置、倉庫、車庫等、付属の建物

(2) この特約が付帯される保険契約にエレベーター・エスカレーター特別約款が付帯されない場合は、(1)の規定にかかわらず、エレベーター・エスカレーターは、分譲マンションの共有部分とはみなしません。

第3条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項（危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。以下「告知事項」といいます。なお、「危険」とは、損害の発生の可能性をいいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともし

は事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)

- ③ 保険契約者または被保険者が、事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第4条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- (2)(1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下「危険増加」といいます)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7)(6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通

保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第5条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務の場合)

- (1) 第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者または被保険者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対する保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

第6条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書とします。)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)

- ⑦ その他当社が次条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下③において同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の３親等内の親族
- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- （５）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （６）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金の支払時期）

- （１）当社は、被保険者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、

（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第8条（時効）

保険金請求権は、第6条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第9条（普通保険約款の適用除外）

この特約の適用においては、普通保険約款第7条（告知義務）、第8条（通知義務）、第10条（調査）、第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（１）から（５）まで、第24条（保険金の請求）、第26条（保険金の支払時期）および第27条（時効）の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第19条（保険料の返還－解除の場合）（１）の規定中「第7条（告知義務）（２）、第8条（通知義務）（２）、第10条（調査）（３）、第14条（重大事由による解除）（１）または第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（３）」とあるのは「この特約の第3条（告知義務）（２）、第4条（通知義務）（２）もしくは（６）、第5条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務の場合）（３）または普通保険約款第14条（重大事由による解除）（１）」と読み替えて適用します。

第11条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに施設所有管理者特別約款、エレベーター・エスカレーター特別約款および他の特約の規定を適用します。

26. エレベーター・エスカレーター特別約款

第1条（事故）

この特別約款において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、保険証券記載のエレベーター・エスカレーター（以下「エレベーター・エスカレーター」といいます。）を所有、使用または管理することによって生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ② エレベーター・エスカレーターの修理、改造または取外し等の工事に起因する賠償責任

第3条（普通保険約款の規定の一部適用除外）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④の規定は、エレベーター・エスカレーターに積載した他人の財物については適用しません。

第4条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

27. 複数特別約款共通支払限度額特約

（本特約は20.複数特別約款共通支払限度額特約参照）

28. マンション共用部分特約

（本特約は25.マンション共用部分特約参照）

29. 請負業者特別約款

第1条（事故）

この特別約款において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）を遂行することによって、またはその業務の遂行のために被保険者が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）を所有、使用もしくは管理することによって生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る被害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任

- ② 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任
 - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化もしくは土砂の流出、流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物または土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減
- ③ 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいもしくは汜濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 施設の屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 航空機、自動車（原動機付自転車を含みます。）または船舶の所有、使用もしくは管理（貨物の積み込みおよび積卸し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ⑥ 業務の終了後（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または業務を放棄した後において、その業務の結果に起因する賠償責任（被保険者が機械、装置または資材を業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。）
- ⑦ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する賠償責任
- ⑧ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任

第3条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

30. 請負業者追加特約

第1条（塗装作業特定危険補償対象外）

（1）当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 飛散防止対策その他の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた塗装（防水、防錆、防食、防菌、防ばい等のための薬剤の塗布および散布を含みます。以下同様とします。）作業中において、塗料その他の塗装用材料が飛散または拡散したことによって生じた賠償責任。ただし、工具、容器等の落下または転倒に伴い塗料その他の塗装用材料が飛散または拡散したことによって生じた賠償責任を除きます。
- ② 塗装対象物の誤認または塗料その他の塗装用材料の色の選択の誤りもしくは特性等に関する判断の誤りによって生じた賠償責任

（2）当会社は、いかなる場合であっても塗装対象物の再塗装に要する費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条（下請負人補償）

- （１）普通保険約款、特別約款および適用される特約における被保険者には、保険証券記載の被保険者のほか、そのすべての下請負人を含みます。
- （２）当会社は、（１）に規定する被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（工事場内工作車危険補償）

- （１）工事場（保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）を行っている場所で不特定多数の人が出入りすることを制限されている場所をいいます。）内および特別約款第1条（事故）に規定する施設内における下欄記載のもの（以下「建設用工作車」といいます。）は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合）⑤に規定する自動車とはみなしません。

- ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリアオール）、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
- ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能堀削機、スクープモービル、ロッカークショベル、バケットローダー、ショベルローダー
- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレンカー
- ⑤ ①から④までをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター
- ⑥ ターナロッカー
- ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車
- ⑧ ①から⑦までに類するもの。ただし、ダンプカーは含みません。

- （２）当会社は、普通保険約款第23条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険（責任共済を含みます。以下「自賠責保険」といいます。）の契約を締結すべきもしくは締結しているとき、または自動車保険契約を締結しているときは、その損害の額がその自賠責保険または自動車保険契約により支払われるべき金額の合計額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- （３）当会社は、（２）に規定された自賠責保険および自動車保険契約により支払われるべき金額の合計額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（１）の規定を適用します。

第4条（管理財物の範囲に関する特則）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④に規定する「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 被保険者が賃借中の財物（リース・レンタルによる財物を含みます。）
- ② 被保険者が業務の遂行のために発注者またはその他の者から支給を受けた資

材および設置工事の目的物（移設工事の目的物を含みます。）

- ③ 次に掲げる施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等のために被保険者が受託している財物
ア．特別約款第1条（事故）に規定する施設
イ．アに規定する施設以外で被保険者が所有するまたは賃借する施設
- ④ 被保険者が所有する財物（所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。）
- ⑤ 被保険者が運送または荷役のために受託している運送または荷役の目的物
- ⑥ 被保険者による解体の目的物
- ⑦ 被保険者が業務に使用する機械、器具、工具その他これらに類する財物
- ⑧ 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物
- ⑨ 被保険者が業務を行う場所または特別約款第1条（事故）に規定する施設内において、使用または管理する貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する財物
- ⑩ ①から⑨までに定める財物以外であって、事故発生時に直接作業が加えられていた財物

第5条（自動車の出張修理・整備に関する特則）

被保険者の業務が、出張して行う自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）の修理・整備の場合において、修理・整備中の自動車に対しては、当会社は、特別約款第2条（保険金を支払わない場合）⑤の規定を適用しません。ただし、自動車の運行（人または物を運送するかどうかにかかわらず、自動車をその装置の用法に従って使用することをいいます。）に起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

第6条（保険料の返還－解除の場合）

普通保険約款第13条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が、特定の1つの請負業務を対象とし、保険期間をその請負業務の期間に設定した保険契約を解除した場合には、普通保険約款第19条（保険料の返還－解除の場合）（２）の規定にかかわらず、当会社は、既に領収した保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額を返還します。

第7条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

31. 管理財物拡張補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、請負業者追加特約第4条（管理財物の範囲に関する特則）⑩の規定にかかわらず、同条①から⑨までに定める財物以外であって、事故発生時に直接作業が加えられていた財物（以下「直接作業対象物」といいます。）の損壊について、被保険者が直接作業対象物の正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負

担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、次のいずれかに該当する事由に起因する直接作業対象物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 作業箇所の誤り
- ② 寸法の誤り
- ③ 材料、材質、機械設備またはその部品の選定誤り
- ④ 仕上不良

第3条（支払責任の限度）

この特約において、当社が保険金として支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金は、直接作業対象物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとし、直接作業対象物の使用不能に起因する賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

32. 支給財物等損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、請負業者追加特約第4条（管理財物の範囲に関する特則）②の規定にかかわらず、同条②に規定する財物（以下「支給財物等」といいます。）の損壊について、被保険者が支給財物等の正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、次のいずれかに該当する支給財物等の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 発注者または支給財物等について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された支給財物等の損壊
- ② 支給財物等が他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物等の損壊

第3条（支払責任の限度）

（1）この特約において、当社が保険金として支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金は、支給財物等が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとし、支給財物等の使用不能に起因する賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）に

対しては、保険金を支払いません。

（2）第1条（保険金を支払う場合）の損害について当社が保険金として支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。ただし、500万円を限度とします。

$$\text{普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金の額} - 500 \text{万円} = \text{保険金の額}$$

（3）1回の事故につき、（2）の規定に基づき支払うべき保険金の額と普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）の規定に基づき支払うべき他人の財物の損壊が生じた場合の保険金の額の合計額が、特別約款の他人の財物の損壊に起因する損害賠償金に対して適用される保険証券記載の1回の事故の支払限度額を超過するときは、その支払限度額を限度とします。

第4条（管理財物の範囲に関する特則の一部不適用）

当社は、この特約により、請負業者追加特約第4条（管理財物の範囲に関する特則）③Aの規定は、支給財物等に対しては適用しません。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

33. リース・レンタル財物損壊補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、請負業者追加特約第4条（管理財物の範囲に関する特則）①および⑦の規定にかかわらず、被保険者が保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）を行う場所または請負業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）に規定する施設内において使用または管理するリース・レンタル財物（被保険者が業務の遂行のためにリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき借りている財物（不動産を除きます。）をいいます。以下「リース・レンタル財物」といいます。）の損壊について、被保険者がリース・レンタル財物の正当な権利を有する者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、直接であると間接であるを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、次のいずれかに該当するリース・レンタル財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① リース・レンタル財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見されたリース・レンタル財物の損壊
- ② リース・レンタル財物の消耗品または消耗材（潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動用部品、ショベル等の歯または

爪に相当する部分、その他これらに類するものをいいます。)に単独に生じた損壊

- ③ 傷、汚れなどの外観上の損壊にとどまり、リース・レンタル財物の機能に支障のない損壊
- ④ リース・レンタル財物に対する保守、点検、修理、部品交換等の作業により生じた損壊
- ⑤ 電氣的または機械的な原因により生じたリース・レンタル財物の損壊

(2) 当会社は、リース・レンタル財物である車両(原動力が専ら人力であるものを含みません。)の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、請負業者追加特約第3条(工事場内工作車危険補償)(1)に規定する建設用工作車に対しては、この規定を適用しません。

第3条(支払責任の限度)

- (1) この特約において、当会社が保険金として支払うべき普通保険約款第3条(損害の範囲)に規定する損害賠償金は、リース・レンタル財物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとし、リース・レンタル財物の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく賠償責任を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 第1条(保険金を支払う場合)の損害について当会社が保険金として支払うべき普通保険約款第3条(損害の範囲)に規定する損害賠償金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額とします。ただし、500万円を限度とします。

$$\text{普通保険約款第3条(損害の範囲)に規定する損害賠償金の額} - 5\text{万円} = \text{保険金の額}$$

- (3) 1回の事故につき、(2)の規定に基づき支払うべき保険金の額と普通保険約款第5条(支払保険金の計算)(1)の規定に基づき支払うべき他人の財物の損壊が生じた場合の保険金の額の合計額が、特別約款の他人の財物の損壊に起因する損害賠償金に対して適用される保険証券記載の1回の事故の支払限度額を超過するときは、その支払限度額を限度とします。

第4条(管理財物の範囲に関する特則の一部不適用)

当会社は、この特約により、請負業者追加特約第4条(管理財物の範囲に関する特則)③アの規定は、リース・レンタル財物に対しては適用しません。

第5条(普通保険約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

34. 地下埋設物損壊補償対象外特約

第1条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、上・下水道管、ガス管、電線、電話線等地下に埋設されている財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責

任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条(普通保険約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに請負業者特別約款および他の特約の規定を適用します。

35. 漏水補償特約

当会社は、請負業者特別約款第2条(保険金を支払わない場合)③の規定にかかわらず、施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏れいもしくは氾濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

36. 被保険者間交差責任補償特約

(請負業者特別約款用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
請負業者	保険証券記載の業務を請負う者として保険証券に記載された被保険者およびそのすべての下請負人を含みます。
発注者	保険証券記載の業務を発注する者いい、下請負人にとっての元請負人を含みません。

第2条(被保険者)

この保険契約における被保険者には、請負業者追加特約第2条(下請負人補償)

(1)に定める被保険者のほか、発注者を被保険者を含みます。

第3条(他の被保険者との関係)

当会社は、この特約により、普通保険約款、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定は、発注者と請負業者間においては、別個に適用し、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約に定める「他人」の定義の規定にかかわらず、発注者と請負業者相互間の関係はそれぞれ互いに他人とみなします。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 発注者相互間の賠償責任
- ② 請負業者相互間の賠償責任

第5条（保険金を支払わない場合の適用除外）

当会社は、請負業者に属する者が保険証券記載の業務に従事中に被った身体の障害について、発注者が負担する賠償責任については、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）⑥および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）①の規定を適用しません。

第6条（支払限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第7条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

37. 受託者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、被保険者が管理する保険証券記載の受託物（以下「受託物」といいます。）が次に掲げる間（保険証券記載の保険期間中に限ります。）に滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたこと（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 受託物が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ② 受託物が保険証券記載の目的に従って保管施設外で管理されている間

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
- ② 被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が所有し、または私用する財物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 受託物の自然発火または自然爆発した受託物自体の滅失、損傷もしくは汚損に起因する賠償責任
- ⑤ 受託物の自然の消耗、または受託物本来の性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ⑥ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務

用または家事用器具から排出、漏えいもしくは氾濫する液体、気体または蒸気等による受託物の滅失、損傷もしくは汚損に起因する賠償責任

- ⑦ 屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による受託物の滅失、損傷または汚損に起因する賠償責任
- ⑧ 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の滅失、損傷または汚損に起因する賠償責任

第3条（支払責任の限度）

当会社が保険金として支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲）にいう損害賠償金は、被害受託物が、事故の生じた地および時において、もし事故がなければ有したであろう価額を超えないものとします。

第4条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

38. 受託者追加特約

第1条（受託物の範囲）

受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する受託物には、保険証券記載の有無にかかわらず、次に掲げるものを含みません。

- ① 不動産
- ② 動物、植物等の生物
- ③ クリーニング（洗剤または溶剤を使用して、洗濯することをいいます。）のために受託する衣類その他の繊維製品または皮革・毛皮製品
- ④ 所有権留保条項付売買契約に基づいて被保険者が購入した財物

第2条（使用不能損害等補償対象外）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が受託物の使用不能に起因する賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（修理・加工危険補償対象外）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 修理または加工作業用機械の破損、故障または停止による受託物の滅失、損傷もしくは汚損に起因する賠償責任
- ② 修理または加工上の過失または欠陥による受託物の滅失、損傷もしくは汚損（技術の拙劣による仕上不良を含みます。）に起因する賠償責任

第4条（紛失危険補償対象外）

当会社は、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わず、受託物の紛失（誤配による紛失を含みます。）に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（冷凍・冷蔵危機補償対象外）

当社は、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 冷凍・冷蔵装置（これらの付属装置を含みます。以下同様とします。）の電氣的・機械的事故に起因する受託物の滅失、損傷または汚損に起因する賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ② 冷凍・冷蔵装置の破損、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の滅失、損傷または汚損に起因する賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ③ 冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出、溢出、漏えい等に起因する受託物の滅失、損傷または汚損に起因する賠償責任。ただし、これらの事由によって、火災または爆発が発生した場合を除きます。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

39. 漏水補償特約

当社は、受託者特別約款第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいもしくは氾濫する液体、気体または蒸気等による受託物の滅失、損傷もしくは汚損に起因する損害に対して、保険金を支払います。

40. 現金・有価証券・貴重品等補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、受託者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、保険証券に記載された貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。この場合において、受託者追加特約第4条（紛失危険補償対象外）の規定は、前条の規定に優先して適用します。

41. 保管施設外補償対象外特約

当社は、受託者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、受託物が保険証券記載の保管施設外で管理されている間に滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

42. 自動車管理者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、被保険者が管理する他人（被保険者以外の者をいいます。なお、所有権留保条項付売買契約により所有権が被保険者に留保されている場合は、その買主をいいます。）の自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）が次に掲げる間（保険証券記載の保険期間中に限ります。）に損壊（滅失、損傷または汚損をいいます。以下同様とします。）・紛失し、または盗取・詐取されたこと（以下「事故」といいます。）により、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間

（2）（1）の自動車には、これに定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。）されている物（以下「付属品」といいます。）を含みます。

（3）（2）の付属品には、次の物を含みません。

- ① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- ② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
- ③ 通常装飾品とみなされる物
- ④ 積載物

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人または被保険者の同居の親族が行いまたは加担した盗取・詐取に起因する賠償責任
- ② 盗取・詐取による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）

- ③ 被保険者、被保険者の法定代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する賠償責任
- ④ 自動車が委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者の下請負人が管理している間に生じた自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する賠償責任
- ⑥ 通常の作業工程上生じた修理（点検・整備を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良による自動車の損壊に起因する賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合を除きます。
- ⑦ 自動車が次の者によって運転されている間に生じた自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する賠償責任
 - ア、法令に定められた運転資格を持たない者
 - イ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態の者
 - ウ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反して酒気を帯びている者
- ⑧ 被保険者の法定代理人もしくは使用人または被保険者の同居の親族が所有する自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する賠償責任

第3条（支払責任の限度）

当会社が保険金として支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲）にいう損害賠償金は、事故の生じた地および時における被害自動車の価額（被害自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）を超えないものとします。

第4条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

43. 営業時間外建物外危険補償対象外特約

当会社は、自動車管理者特別約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、営業時間外において、自動車が、保険証券記載の保管施設にある建物内部に収容されていない間に損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対しては、保険金を支払いません。

44. 下請負人再寄託中補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保

険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、被保険者の下請負人（以下「下請負人」といいます。）が被保険者より再受託する自動車（下請負人の法定代理人（下請負人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。）、使用人または下請負人の同居の親族が所有する自動車を含みません。）を管理している間に損壊・紛失または盗取・詐取されたことにより、自動車について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が行いまたは加担した盗取・詐取に起因する賠償責任
- ② 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人の同居の親族が私的な目的で使用している間の自動車の損壊・紛失または盗取・詐取に起因する賠償責任

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

45. 使用不能損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、自動車管理者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）②および第3条（支払責任の限度）の規定にかかわらず、特別約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する自動車を次に掲げる間に損壊または紛失したこと（以下「事故」といいます。）により、被保険者がその損壊または紛失した自動車（以下「被害自動車」といいます。）の使用不能損害について法律上の賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）を、被害自動車について正当な権利を有する者に対し負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保険証券記載の保管施設内で管理されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常過程として一時的に保管施設外で管理されている間

第2条（使用不能損害の範囲）

- （1）前条に規定する被害自動車の使用不能損害は、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて4日目以降、かつ、30日以内に生じたものに限ります。
- （2）被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は前条に規定する被害自動車の使用不能損害とはみなしません。

第3条（支払責任の限度）

当会社がこの特約に基づき保険金を支払うべき金額は、被害自動車1台につき10万円、かつ、1事故・保険期間中につき保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

46. 生産物特別約款

第1条（事故）

この特別約款において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは次に掲げる事故をいいます。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた偶然な事故
- ② 被保険者が行った保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）の終了後（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または業務を放棄した後において、その業務の結果に起因して生じた偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物または業務の欠陥に起因するその生産物または業務の目的物の損壊自体（生産物または業務の目的物の一部の欠陥によるその生産物または業務の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った業務の結果に起因する賠償責任
- ③ 被保険者が機械、装置または資材を、業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任

第3条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

47. 生産物追加持約

第1条（1回の事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、1回の事故とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第2条（専門職業等危険補償対象外）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、弁理士、社会保険労務士その他これらに類似の者が行う専門的職業

行為に起因する賠償責任

② 次に掲げる業務に起因する賠償責任

- ア. 人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
- イ. 医薬品、医薬部外品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定または投与もしくは使用方法の指示
- ウ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の施術
- エ. 理容業務（カット、シャンプー、シェービング、セット、アイパー、コールド・パーマメントウェーブ、アイロン、ヘア・スカルプ・トリートメント（毛髪・頭皮保護）等をいいます。）
- オ. 美容業務（総合パーマメント・ウェーブ、シャンプー、カット、セット、ブロー、ヘア・トリートメント、スカルプ・トリートメント、ヘア・ダイ（染毛）、婚礼着付、フェイシャル・トリートメント等をいいます。）
- カ. ネイルケア（爪の整形、処理、カラーリング、リムーバー、バック、付け爪、角質取り等をいいます。）、ネイルアート等の施術
- キ. 痩身、脱毛、整形等を目的とする施術

第3条（効能不発揮補償対象外）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、特別約款第1条（事故）に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または業務の目的物（以下「業務の目的物」といいます。）が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、生産物または業務の目的物の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事由の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

第4条（不良完成品等補償対象外）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物（構造的、機能的に一体とみなされる完成品をいいます。以下「完成品」といいます。）の損壊に起因する賠償責任。ただし、完成品の損壊に起因して発生した、身体の障害または完成品以外の財物の損壊に対する賠償責任を除きます。
- ② 生産物（生産物を制御装置として使用している財物を含みます。）により製造・加工された財物（以下「製造品・加工品」といいます。）の損壊に起因する賠償責任。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、身体の障害または製造品・加工品以外の財物の損壊に対する賠償責任を除きます。

第5条（医薬品等の取扱い）

（1）本条は、生産物が医薬品等である場合、または業務が、医薬品等の製造もしくは

- は販売（小分けを含みます。）または臨床試験を含む場合に適用されます。
- (2) (1) に規定する医薬品等または臨床試験とは、それぞれ次の定義によります。
- ① 医薬品等
 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。）第2条（定義）に規定する次の物または臨床試験に供される物をいい、人のために使用するものであると、動物のために使用するものであるとを問いません。
 ア. 医薬品
 イ. 医薬部外品
 ウ. 医療機器。ただし、医薬品医療機器等法第68条の5（特定医療機器に関する記録及び保存）第1項の規定により主務大臣が指定する特定医療機器のほか、人体に植え込まれたまたは埋め込まれるものに限りません。
 - ② 再生医療等製品
 - ③ 臨床試験
 医薬品医療機器等法の規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます。
 - (3) 事故の発生時点を客観的に把握することができない場合には、被害者が被保険者に対する損害賠償請求の事由とした症状について最初に医師の診断を受けた時をもって、事故が発生したものとみなします。
 - (4) この保険契約に損害賠償請求ベース特約または定型P L 特約が付帯されている場合、被保険者が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」といいます。）から損害賠償請求を受けたときは、被害者が機構に対して給付金の請求を行ったことをもって被保険者に対する損害賠償請求が提起されたものとみなします。なお、被害者が機構に給付金を請求し、かつ、被保険者に対して損害賠償請求を提起した場合には、これらのいずれか早い請求の時に被保険者に対する損害賠償請求が提起された時とみなします。
 - (5) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の医薬品等（(5) においては、次の物質が（2）において定義された医薬品等である場合のほか、次の物質が（2）において定義された医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。）または業務に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 医薬品等のうち、臨床試験に供される物
 - ② 臨床試験
 - ③ 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関する医薬品等
 - ④ D E S（ジエチルスチルベストロール系製剤）
 - ⑤ トリアゾラム
 - ⑥ レトリプトファン
 - (6) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の症状または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 後天性免疫不全症候群（以下（6）において「エイズ」といいます。）
 - ② エイズの病原体に感染していることにより生じたあらゆる種類の身体の障害

- （エイズの病原体に感染していることが、その身体の障害の発生の一因となっている場合を含みます。）
- ③ クロラムフェニコール系製剤による聴力障害
 - ④ アミノグリコシド系製剤による聴力障害
 - ⑤ 筋肉注射による筋肉拘縮症
 - ⑥ キノホルムによるスモン
 - ⑦ 血糖降下剤による低血糖障害
 - ⑧ 体内移植用シリコンによる身体の障害
 - ⑨ 妊娠の異常、卵子の損傷もしくは胎児の身体の障害もしくは異常もしくは損傷、または生まれた子の先天的な異常もしくは身体の障害
 - ⑩ 被保険者が製造または販売した医薬品等が、他の有体物の原材料または成分として使用された場合において、その他の有体物自体に生じた財物の損壊
- (7) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、損害賠償請求ベース特約第2条（保険金を支払う場合）(1) または定型P L 特約第2条（保険金を支払う場合）(1) に規定する遡及日において、医薬品等を製造または販売（輸入販売を含みます。）する者であって被保険者以外の者に対して、既に、医薬品等によって生じた身体の障害または財物の損壊について損害賠償を求める訴訟が提起されていた場合は、被保険者がその事実を知っていたと否とを問わず、その訴訟において原因であるとされたものと同一（実質的に同一であると判断できる合理的な理由がある場合には、同一とみなします。）の原因または事由による損害賠償請求によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、生産物または業務の欠陥に基づく事故が発生した場合または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく生産物もしくは業務の目的物またはこれらが一部をなす財物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置」といいます。）を実施しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（回収費用補償対象外）

当会社は、生産物もしくは業務の目的物またはこれらが一部をなす財物について、前条に規定する回収措置が実施された場合に、被保険者が支出したと否とを問わず、また損害賠償金として請求されたと否とを問わず、その回収措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

48. 理髪店・美容院等業務危険補償特約

（本特約は21.理髪店・美容院等業務危険補償特約参照）

49. 食中毒・感染症利益補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
営業	保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）の営業をいいます。
営業収益	売上高、生産高等の営業上の収益をいいます。
営業損失	営業費用から営業収益を差し引いた額をいいます。
営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等、営業に要する費用をいいます。
営業利益	営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。
経常費	次条に規定する事故（以下「事故」といいます。）発生の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用をいいます。
施設	記名被保険者の保険証券記載の営業施設をいいます。
収益減少額	標準営業収益から、てん補期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
喪失利益	事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、付保経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
てん補期間	保険金支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き、次条①もしくは②に規定する届出または③に規定する措置の行われた時に始まり、営業に対する事故の影響が消滅した状態に営業収益が回復した時または営業収益が回復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も保険証券記載のてん補期間を超えないものとします。
年間営業収益	事故発生直前12か月の営業収益をいいます。
標準営業収益	事故発生直前12か月のうち、てん補期間に相当する期間の営業収益をいいます。
付保経常費	経常費のうち、保険証券に記載された費用をいいます。

付保項目の合計金額	営業利益および経常費のうち、保険証券に記載された項目または科目の合計金額をいいます。
保険価額	年間営業収益に利益率を乗じて得られた額をいいます。
利益率	最近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。 $\text{利益率} = \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業収益}}$ ただし、同期間中に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合とします。 $\text{利益率} = \frac{\text{付保経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}} \times \frac{\text{付保経常費}}{\text{経常費}}$

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所に届出のあったものに限ります。
- ② 施設における別表に掲げる感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき都道府県知事等に医師から届出のあったものに限ります。
- ③ 施設が食中毒の原因となる病原体に汚染された疑いまたは別表に掲げる感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の措置の実施（保健所その他の行政機関の命令に基づく、記名被保険者またはその他の者による施設の消毒の実施を含みます。）

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって発生した事故による損失に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混乱

- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
 - ⑤ 脅迫または恐喝等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- (2) 当社は、事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

第4条（支払保険金の計算）

当社が保険金を支払うべき損失の額は、次の①から④までの規定に従ってこれを算出します。

- ① 喪失利益については、収益減少額に利益率を乗じて得られた額とします。ただし、てん補期間中に支出を免れた付保経常費がある場合は、その額を差し引いた額とします。
- ② 収益減少防止費用については、最近の会計年度（1年間）において、次の算式により得られた額とします。ただし、その費用の支出によって減少を免れた営業収益に利益率を乗じて得られた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{営業利益} + \text{経常費}}$$

- ③ ①および②の場合において、保険料算出の基礎となる付保項目の合計金額が保険価額より少ないときは、当社は、次の算式により得られた額を支払います。

$$(\text{喪失利益} + \text{収益減少防止費用}) \times \frac{\text{付保項目の合計金額}}{\text{保険価額}}$$

- ④ ①から③までの規定により算出した保険金の額がこの特約の保険金額を超える場合は、この特約の保険金額をもって限度とします。

第5条（営業収益、利益率の調整）

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業の¹²趨勢が著しく変化した場合、当社は、損失の査定にあたり、標準営業収益、年間営業収益および利益率につき、被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。

第6条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 損失の発生および拡大の防止に努めること。
 - ② 事故発生の日時、場所、事故の状況、第2条（保険金を支払う場合）①もしくは②に規定する届出または③に規定する措置の行われた日時を、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ③ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ④ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。

- ⑤ ①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損失の調査に協力すること。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損失の額
- ② （1）②、④または⑤の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ （1）③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、（1）②の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）⑤の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) （1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、損失の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。）を限度とします。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当社による保険金請求権は、てん補期間が終了した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 喪失利益が1か月以上継続して生じた場合において、被保険者が概算払を請求するときは、（1）の規定にかかわらず、被保険者は、収益減少防止費用を除く保険金について、毎月末に保険金請求権を行行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損失および損失の額を証明する書類
 - ③ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損失の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、被保険者が前条(3)の規定による手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損失発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの特約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損失の額、事故と損失との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損失について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (2) ①から④までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から④までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2) ①から④までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から(3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) から(3) までの期間に算入しないものとします。

第10条 (時効)

保険金請求権は、第8条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条 (保険金支払後の保険金額)

当会社がこの特約により保険金を支払った場合においても、この特約の保険金額は減額することはありません。

第12条 (普通保険約款等の適用除外)

- (1) この特約の適用においては、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)、第21条(事故発生時の義務)、第23条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)、第24条(保険金の請求)、第26条(保険金の支払時期)および第27条(時効)の規定は適用しません。
- (2) この特約の適用においては、この特約が付帯される特別約款(以下「特別約款」といいます。)およびこの保険契約に適用される他の特約における保険金を支払わない旨の規定は適用しません。

第13条 (普通保険約款の読み替え)

この特約の適用については、普通保険約款第7条(告知義務)、第8条(通知義務)、第14条(重大事由による解除)、第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)および第28条(代位)の規定中、「損害」とあるのは「損失」と読み替えて適用します。

第14条 (普通保険約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款および他の特約の規定を適用します。

別表 対象となる感染症

感 染 症
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1またはH7N9であるものに限ります。)
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

50. エンジン焼付損害補償対象外特約

当会社は、生産物特別約款第1条(事故)の規定にかかわらず、被保険者が、ガソリンスタンド業務遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

51. エンジン焼付損害縮小支払特約

第1条（支払保険金の計算）

当会社は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定にかかわらず、被保険者がガソリンスタンド業務遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジンの損壊自体の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{被保険者が被} \\ \text{害者に支払う} \\ \text{べき損害賠償} \\ \text{金の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に免責} \\ \text{金額の記載があ} \\ \text{る場合は、その} \\ \text{免責金額} \end{array} \right\} \times 50\% = \text{保険金の額}$$

第2条（読み替え規定）

（1）この特約が付帯される生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）に共通支払限度額特約が付帯されている場合は、同特約第1条（支払限度額）および第2条（保険期間中の支払限度額の特則）の規定中、「普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）」とあるのは「エンジン焼付損害縮小支払特約第1条（支払保険金の計算）」と読み替えて適用します。

（2）特別約款に費用内枠支払特約が付帯されている場合は、同特約第1条（支払保険金の計算）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（支払保険金の計算）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故について、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{被保険者が被} \\ \text{害者に支払う} \\ \text{べき損害賠償} \\ \text{金の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{普通保険約款} \\ \text{第4条（費用）} \\ \text{に規定する費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に免責} \\ \text{金額の記載があ} \\ \text{る場合は、その} \\ \text{免責金額} \end{array} \right\} \times 50\% = \text{保険金の額}$$

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

52. 業務の目的物の範囲に関する特約

第1条（保険金を支払わない場合）

生産物特別約款第2条（保険金を支払わない場合）①に規定する業務の目的物とは、自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）をいい、いかなる場合も自動車の全部または一部の損壊自体の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（自動車の範囲）

前条に規定する自動車には、これに定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。）されている物を含みます。

53. 定型PL特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一連の損害賠償請求	損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、被保険者に対して最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。
財物の損壊	有体物の滅失、損傷または汚損をいい、有体物の紛失、盗取および詐取は含みません。
身体の障害	人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
有体物	空間の一部を占めて有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、無体物または漁業権、特許権、著作権その他の権利およびエネルギーを含みません。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）の規定にかかわらず、日本国内で保険証券記載の遡及日以降に発生した次に掲げる他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金を支払います。

① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）

に起因する他人の身体の障害または財物の損壊

- ② 被保険者が行った保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）の終了後（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または業務を放棄した後において、その業務の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
- （２）同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

保険契約締結の際に、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第2条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当会社は、保険金を支払いません。

第4条（支払保険金の計算）

- （１）一連の損害賠償請求につき、当会社の支払う保険金の額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額とします。

- ① 普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害の範囲について、他人の身体の障害および財物の損壊に起因する損害の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額が500万円以下の場合

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{被保険者が被} \\ \text{害者に支払う} \\ \text{べき損害賠償} \\ \text{金の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{普通保険約款} \\ \text{第4条（費用）} \\ \text{に規定する費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に免責} \\ \text{金額の記載があ} \\ \text{る場合は、その} \\ \text{免責金額} \end{array} \right\} \times$$

$$90\% = \text{保険金の額}$$

- ② 普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害の範囲について、他人の身体の障害および財物の損壊に起因する損害の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額が500万円を超える場合

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{被保険者が被} \\ \text{害者に支払う} \\ \text{べき損害賠償} \\ \text{金の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{普通保険約款} \\ \text{第4条（費用）} \\ \text{に規定する費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券に免責} \\ \text{金額の記載があ} \\ \text{る場合は、その} \\ \text{免責金額} \end{array} \right\} -$$

$$500\text{万円} + 500\text{万円} \times 90\% = \text{保険金の額}$$

- （２）（１）の規定により、当社が支払うべき金額は、一連の損害賠償請求、かつ、保険期間中につき、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第5条（損害賠償請求がなされた場合等の義務）

- （１）保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求が提起された場

合または保険期間中に、第2条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講ずること。
② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

ア、被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合

すべての損害賠償請求について、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報

イ、被保険者に対して損害賠償請求が提起されるおそれのある状況を知った場合

その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容

- ③ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

- （２）（１）において、保険契約者または被保険者が、被保険者に対して損害賠償請求が提起されるおそれのある状況を知った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第2条（保険金を支払う場合）（２）の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- （３）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （１）①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② （１）②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ （１）③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ （１）④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- （４）次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当社が被った損

害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、(1) ②の通知において事実と異なることを告げた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) ⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

第6条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の支払限度額(当会社が既経過期間中に保険金を支払った場合は、保険証券記載の支払限度額または保険証券記載の保険期間中の支払限度額からその支払った保険金の額を差し引いた額のいずれか低い額とします。)が、普通保険約款第25条(先取特権)(2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が普通保険約款第4条(費用)の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとしします。

第7条 (普通保険約款の適用除外)

この特約の適用においては、普通保険約款第5条(支払保険金の計算)および第21条(事故発生時の義務)の規定は適用しません。

第8条 (普通保険約款の読み替え)

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第6条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」
 - ② 第7条(告知義務)(3) ③の規定中「事故の発生前に」とあるのは、「損害賠償請求が提起される前に」
 - ③ 第7条(告知義務)(6)の規定中「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(2)に規定する事実に基づかずに提起された損害賠償請求による損害」
 - ④ 第8条(通知義務)(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間に提起された損害賠償請求による損害」
 - ⑤ 第8条(通知義務)(5)の規定中「(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(1)の事実に基づかずに提起された損害賠償請求による損害」
 - ⑥ 第16条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(5)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故による損害」とあるのは「その事実が生じた時より前に提起された損害賠償請求による損害」
 - ⑦ 第16条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(7)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前に提起された損害賠償請求による損害」

第9条 (普通保険約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

54. 損害賠償請求ベース特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	有体物の滅失、損傷または汚損をいい、有体物の紛失、盗取および詐取は含みません。
身体の障害	人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
有体物	空間の一部を占めて有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、無体物または漁業権、特許権、著作権その他の権利およびエネルギーを含みません。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)および生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(事故)の規定にかかわらず、日本国内で保険証券記載の遡及日以降に発生した次に掲げる他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)につき、保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物(以下「生産物」といいます。)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
- ② 被保険者が行った保険証券記載の業務(以下「業務」といいます。)の終了後(業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または業務を放棄した後において、その業務の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊

(2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

第3条 (保険金を支払わない場合)

保険契約締結の際に、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第2条(保険金を支払う場合)の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、当会社は、保険金を支払いません。

第4条 (損害賠償請求がなされた場合等の義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合または保険期間中に、第2条(保険金を支払う場合)の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講ずること。
- ② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

ア. 被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合

すべての損害賠償請求について、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報

イ. 被保険者に対して損害賠償請求が提起されるおそれのある状況を知った場合

その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容

- ③ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) (1) において、保険契約者または被保険者が、被保険者に対して損害賠償請求が提起されるおそれのある状況を通知した場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第2条（保険金を支払う場合）(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - ② (1) ②または⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ③ (1) ③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ④ (1) ④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (4) 次のいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または被保険者が、(1) ②の通知において事実と異なることを告げた場合
 - ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1) ⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

第5条（普通保険約款の適用除外）

この特約の適用においては、第21条（事故発生時の義務）の規定は適用しません。

第6条（読み替え規定）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第6条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは、「保険料領収前に提起された損害賠償請求または保険料領収前に生じた事故」
- ② 第7条（告知義務）(3) ③の規定中「事故の発生前に」とあるのは、「損害賠償請求が提起される前に」
- ③ 第7条（告知義務）(6)の規定中「(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(2)に規定する事実に基づかずに提起された損害賠償請求による損害」
- ④ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間に提起された損害賠償請求による損害」
- ⑤ 第8条（通知義務）(5)の規定中「(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害」とあるのは「(1)の事実に基づかずに提起された損害賠償請求による損害」
- ⑥ 第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(5)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故による損害」とあるのは「その事実が生じた時より前に提起された損害賠償請求による損害」
- ⑦ 第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(7)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前に提起された損害賠償請求による損害」

第7条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

55. リコール費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
回収決定	被保険者または回収等実施者が、生産物の回収等の実施およびその時期・方法等を決定することをいいます。
回収生産物	回収等の対象となる生産物をいいます。
回収等	重大事故の拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。

回収等実施者	生産物の回収等を実施する者（被保険者を除きます。）をいいます。
継続契約	リコール特約付保険契約の保険期間の終了日（その契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。）を保険期間の開始日とするリコール特約付保険契約をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
重大事故	他人の生命、身体または財物に関する、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 死亡または後遺障害 ② 傷害または疾病であって、治療に要する期間（傷害を被った日または発病日から治癒するまでに要した期間をいいます。）が30日以上であるもの ③ 一酸化炭素中毒 ④ 火災（各消防本部によって火災と認定されたものに限ります。）による財物の焼損（生産物のみの焼損を除きます。）
初年度契約	継続契約以外のリコール特約付保険契約をいいます。
生産物	生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（事故）に規定する生産物（不動産を除きます。）またはそれを成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された財物（不動産を除きます。）をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
他の保険契約等	次条の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
リコール特約付保険契約	この保険契約の被保険者を被保険者とする保険契約であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① この特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく当会社との保険契約 ② リコール費用補償特約（店舗特別約款用）が付帯された普通保険約款および店舗特別約款に基づく当会社との保険契約

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、生産物追加特約第7条（回収費用補償対象外）の規定にかかわらず、生産物の瑕疵に起因して日本国内で重大事故が発生した場合に、被保険者が被る次のいずれかに該当する損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者が日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害
- ② 日本国内に存在するその生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施され、かつ、被保険者がこれによって生じた第7条（損害の範囲）（1）①から⑧までの費用を法律上の損害賠償金として負担する場合は、被保険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害

（2）当会社は、回収等の実施が、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限り、（1）の規定を適用します。

- ① 被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等（文書による届出または報告等に限ります。）
- ② 回収等の実施についての行政庁の命令

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）の故意または重大な過失による重大事故の発生
- ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議
- ④ 脅迫行為または加害行為
- ⑤ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汙れその他これらに類似の現象
- ⑥ 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑦ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（放射能汚染または放射線障害を含みます。）
 - ア. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素

工. 放射性同位元素

オ. アからエまでのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）

- ⑧ 生産物の修理（前条に規定する生産物の回収等による修理を含みます。）または代替品の瑕疵
- ⑨ 包装、ラベル、取扱説明書等への表示漏れまたは表示誤り（虚偽の表示を含みます。）に起因する重大事故の発生
- ⑩ 初年度契約の保険期間の開始日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等
- ⑪ 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任

（２）保険期間が開始した場合においても、保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契約者または被保険者が重大事故の発生もしくはそのおそれを知ったとき（知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）または回収決定がなされたときは、当会社は、その回収等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（回収決定の通知）

（１）保険契約者または被保険者は、回収決定後（生産物の回収等が回収等実施者によって実施される場合は、回収決定を知った後とします。）、次の事項を速やかに当会社に書面により通知しなければなりません。

- ① 回収決定日
- ② 回収等の開始予定日
- ③ 回収等の方法
- ④ 回収生産物の種類・型式等
- ⑤ 回収生産物の製造・販売等の数量
- ⑥ 回収生産物の出荷日・販売日等
- ⑦ その他当会社が必要と認める事項

（２）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（１）の規定に違反した場合または知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間中に当会社に対して前条（１）に規定する通知を行った場合に限り、保険金を支払います。

（２）（１）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が次のいずれかの保険契約の保険期間の開始時よりも前に回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知った場合（知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当会社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約が初年度契約である場合は、この保険契約
- ② この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約

第6条（約定支払限度期間）

この特約において、当会社が保険金を支払う第2条（保険金を支払う場合）の損害は、第4条（回収決定の通知）（１）に規定する通知が行われた日以後1年以内に被保険者が費用を負担することによって被る損害（生産物の回収等が被保険者以外

の者によって実施される場合は、回収決定日以後1年以内に回収等実施者に生じた費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害とします。）に限りです。

第7条（損害の範囲）

（１）この特約において、当会社が保険金を支払う第2条（保険金を支払う場合）の損害の範囲は、生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とする次のいずれかに該当する費用に限りです。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による広告費用
- ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費、封筒代、被保険者もしくは回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用を含みます。）
- ③ 回収生産物が否かまたは瑕疵の有無について確認するための費用
- ④ 回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑤ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑥ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分（回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入にかかるものを除きます。）
- ⑦ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等（回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入にかかるものを除きます。）
- ⑧ 回収生産物の廃棄費用

（２）（１）に規定する費用には、次のものを含みません。

- ① 他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ③ 回収等の瑕疵または技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用
- ④ 正当な理由なく、通常の回収等の費用以上に要した費用
- ⑤ 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用

（３）生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、（１）①、②、③、⑥または⑦の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。

第8条（支払保険金の計算）

（１）普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、当会社の支払う保険金の額は、1回の生産物の回収等につき、次の式によって算出した額とします。ただし、3,000万円を限度とします。

$$\begin{array}{lcl} \text{損害の額（他人から回収した金額がある場合は、その金額を控除した額とします。）} & \times & \text{縮小支払割合（90％）} \\ & & = \text{保険金の額} \end{array}$$

(2) この特約において、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じて、3,000万円を限度とします。

(3) この保険契約が継続契約の場合は、保険契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始日より前に知ったとき(知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、当会社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

① この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額

② 回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知った時(知ったと判断できる合理的な理由がある時を含みます。)のリコール特約付保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額

(4) 保険期間の途中で補償を変更する場合において、保険契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを変更の前に知ったとき(知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、(3)の規定を準用します。

第9条(1回の生産物の回収等)

同一の瑕疵を原因として実施した一連の生産物の回収等については、実施の時または場所にかかわらず、1回の生産物の回収等とみなします。

第10条(重大事故発生時等の義務)

(1) 普通保険約款第21条(事故発生時の義務)の規定にかかわらず、この特約において、回収決定の原因となる重大事故の発生またはそのおそれを保険契約者または被保険者が知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止

既に発生した重大事故に係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。また、回収決定の原因となる重大事故のおそれが生じたことを知った場合は、それに係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。

② 重大事故発生の通知

重大事故の発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく、当会社に通知すること。

③ 重大事故の内容の通知

次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。

ア. 重大事故の状況

イ. 重大事故の発生の日時、場所または重大事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 被害者の住所および氏名または名称

エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

オ. 重大事故発生の原因となる生産物および瑕疵の内容ならびにその原因

④ 他の保険契約等の通知

他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)について、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑤ 訴訟の通知

損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。)についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ 請求権の保全等

他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑦ 賠償責任承認の事前承認

あらかじめ当会社の承認を得ないで賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。

⑧ 調査の協力等

①から⑦までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② (1)②から⑤までまたは⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ (1)⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

④ (1)⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、(1)②の通知において事実と異なることを告げた場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合

第11条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①の費用に係る保険金については、第4条(回収決定の通知)(1)の通知が行われた日以後、第2条(1)①の費用を被保険者が負担した時

② 第2条(1)②の法律上の損害賠償金に係る保険金については、被保険者と回収等実施者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 請求の内容が保険金を支払う場合に該当することを証明する書類（被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等の書類をいいます。）

③ 損害見積書

④ 重大事故の原因もしくは状況または被害の程度もしくは金額を確認できる書類（公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真（画像データを含みます。）または図面、被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）、被害が生じた物の価額を確認できる書類、被害が生じた物の修理等に必要とする費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とし。）、被害者の診断書、被害者の休業損害または逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類等をいいます。）

⑤ 被保険者が負担する損害賠償金の額を示す示談書および回収等実施者への損害賠償金の支払または被保険者が保険金の請求をすることについて回収等実施者の承諾があったことを示す書類

⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款第26条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（3）当社は、重大事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（時効）

保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（普通保険約款等の適用除外）

この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約に定める保険金を支払わない旨の規定を適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

（1）この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2章基本条項の規定中、「事故」とあるのは「重大事故」

② 第22条（当社による解決）および第25条（先取特権）の規定中、「損害賠償請求権者」とあるのは「回収等実施者」

（2）普通保険約款第26条（保険金の支払時期）（2）の末尾に、次の規定を追加します。

⑦ 回収生産物の構造・材質・機能等が複雑または特殊であり、瑕疵の有無等の検証・確認を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合または1回の生産物の回収等においてその対象となる財物が多数かつ多種類となる場合において、（1）①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

第15条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

56. 生産物自体損害補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）①の規定にかかわらず、特別約款第1条（事故）に規定する事故による他人の身体の障害または事故の原因となった生産物（以下「事故原因生産物」といいます。）もしくは業務の目的物（以下「事故原因目的物」といいます。）以外の他人の財物の損壊について被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に限り、事故原因生産物または事故原因目的物の損壊につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（2）（1）の損害は、現実他人の身体の障害または事故原因生産物もしくは事故原因目的物以外の他人の財物の損壊の発生の原因となったその事故原因生産物もしくはその事故原因目的物にかかるものに限りです。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する財物を損壊した場合には、前条に規定する保険金を支払いません。

① 事故原因生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物（構造的、機能的に一体とみなされる完成品をいいます。）

② 事故原因生産物（事故原因生産物を制御装置として使用した財物を含みます。）により製造または加工された財物

第3条（支払責任の限度）

（1）当会社が、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害について保険金として支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金は、事故原因生産物または事故原因目的物が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、事故原因生産物または事故原因目的物が事故の生じた地および時にあって、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

（2）当会社は、いかなる場合も、被保険者が事故原因生産物または事故原因目的物の使用不能に起因する賠償責任（得ることができたと認められる利益の喪失に起因する賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）当社が、第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払うべき保険金の

額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金について、1回の事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。

（4）（3）に規定する限度額は、特別約款の他人の財物の損壊に起因する損害賠償金に対して適用される保険証券記載の1回の事故の支払限度額および保険期間中の支払限度額に含まれるものとしします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

57. 旅館特別約款

第1章 施設危険補償条項

第1条（事故）

この補償条項において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、旅館営業に関し、被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）または施設における旅館業務の遂行に起因して生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、改造、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
ア、航空機
イ、自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）
ウ、施設外における船、車両（自動車および原動力が専ら人力である場合を除きます。）または動物
- ③ 第2章生産物危険補償条項第1条（事故）に規定する生産物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ④ エレベーター・エスカレーターの所有、使用または管理につき、被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ⑤ 屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥ 身体の障害を被った者（以下「被障害者」といいます。）の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任
- ⑦ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プ

ルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任を除きます。

- ⑧ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第2章 生産物危険補償条項

第1条（事故）

この補償条項において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、旅館営業に関し、被保険者が保険証券記載の施設において販売もしくは提供し、かつ、被保険者の占有を離れた飲食物もしくは商品（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 生産物の欠陥に起因するその生産物の損壊自体の賠償責任
- ② 被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物に起因する賠償責任
- ③ 身体の障害を被った者（以下「被障害者」といいます。）の労働能力の喪失または減少によって、被障害者の属する企業、法人、国または地方公共団体その他の団体が被った損失に起因する賠償責任
- ④ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任を除きます。

第3章 受託物危険補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、旅館営業に関し、被保険者が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）内で保管または管理する客の財物（一時的に施設外で管理する客の財物を含みます。以下「受託物」といいます。）が、保険証券記載の保険期間中に滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたこと（以下「事故」といいます。）により、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（受託物の範囲の特則）

当会社は、次の事由について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合には、その財物を受託物とみなし、前条の規定を適用します。

- ① 施設内において客が所持する財物が盗取されたこと。
- ② 客室内、浴場に設置された更衣所内または洗面所内において客が所持する財

物が紛失したこと。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると同接であるを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取に起因する賠償責任
- ② 被保険者の使用人が所有し、または私用する財物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ③ 客の自動車（原動機付自転車を含みます。）内にある財物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失し、もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による受託物の滅失、損傷もしくは汚損に起因する賠償責任
- ⑤ 受託物が客に引き渡された後に発見された受託物の滅失、損傷または汚損に起因する賠償責任
- ⑥ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任を除きます。
- ⑦ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第4条（支払責任の限度）

当会社が保険金を支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲）にいう損害賠償金は、被害受託物が、事故の生じた地および時において、もし事故がなければ有したであろう価額を超えないものとします。

第4章 基本条項

第1条（支払限度額の適用）

この特別約款における当会社の支払限度額は、第1章施設危険補償条項、第2章生産物危険補償条項および第3章受託物危険補償条項の各条項についてそれぞれ定めるものとします。

第2条（支払保険金の計算）

（1）1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額とします。

普通保険約款第3条（損害の範囲）	+	普通保険約款第4条（費用）②	+	普通保険約款第21条（事故発生時の義務）（1）①または同条（1）③の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
「損害賠償金」の下「損害賠償金」といいます。）		の費用		

—	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額	=	保険金の額
---	---------------------------	---	-------

（2）当会社が支払うべき（1）の保険金は、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）をもって限度とします。

（3）当会社は、（1）に定める保険金のほか、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（3）の規定にかかわらず、普通保険約款第4条（費用）①の費用および普通保険約款第22条（当会社による解決）の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用の全額を支払います。ただし、普通保険約款第4条（費用）①の費用については、1回の事故につき、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金の額に対する割合をもって限度とします。

（4）（1）および（3）の「1回の事故」とは、同一の原因から生じた一連の事故（発生時間または発生場所が異なる場合を含みます。）をいいます。ただし、同一犯人による盗取の場合であっても、異なる時期または異なる客室で発生したときは別個の事故とします。

第3条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

58. 旅館追加特約

第1条（専門職業等危険補償対象外）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および旅館特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1章施設危険補償条項第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、弁理士、社会保険労務士その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

② 次に掲げる業務に起因する賠償責任

ア. 人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案

イ. 医薬品、医薬部外品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定または投与もしくは使用方法の指示

ウ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の施術

エ. 理容業務（カット、シャンプー、シェービング、セット、アイパー、コールド・パーマントウェーブ、アイロン、ヘア・スカルプ・トリートメント（毛髪・頭皮保護）等をいいます。）

オ. 美容業務（総合パーマント・ウェーブ、シャンプー、カット、セット、ブロー、ヘア・トリートメント、スカルプ・トリートメント、ヘア・ダイ（染毛）、婚礼着付、フェイシャル・トリートメント等をいいます。）

カ. ネイルケア（爪の整形、処理、カラーリング、リムーバー、パック、付け爪、角質取り等をいいます。）、ネイルアート等の施術

キ. 痩身、脱毛、整形等を目的とする施術

第2条（油濁危険補償対象外）

（１）当社は、賠償責任保険追加特約第3条（汚染危険補償対象外）（１）のただし書きの規定にかかわらず、直接であると間接であることを問わず、石油物質が保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）から海、河川、湖沼、運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出したことに起因して、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
- ② 水の汚染によって漁獲高が減少し、または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

（２）当社は、石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等について、支出された費用その他損害の発生または拡大の防止のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

（３）（１）および（２）に規定する石油物質とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
- ② ①に記載された石油類より誘導される化成品類
- ③ ①および②に記載された物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第3条（効能不発揮補償対象外）

当社は、直接であると間接であることを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2章生産物危険補償条項第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、特別約款第2章生産物危険補償条項第1条（事故）に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、生産物の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事由の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因して被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

第4条（事故発生時の義務）

（１）保険契約者または被保険者は、生産物の欠陥に基づく事故が発生した場合または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく生産物について、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置（以下「回収措置」といいます。）を実施しなければなりません。

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（回収費用補償対象外）

当社は、生産物について、前条に規定する回収措置が実施された場合に、被保険者が支出したと否とを問わず、また損害賠償金として請求されたと否とを問わず、その回収措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通

保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

59. 食中毒・感染症利益補償特約

（本特約は49.食中毒・感染症利益補償特約参照）

60. 旅館宿泊者特別約款

第1条（事故）

この特別約款において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、被保険者が利用の目的をもって保険証券記載の旅館またはホテル（以下「旅館」といいます。）に到着した時から退出するまでの間に生じた旅館構内における偶然な事故をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であることを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
- ② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、宝石、貴金属、美術品、骨董品、動物その他これらに類する物の滅失、損傷または汚損に起因する賠償責任
- ③ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ④ 被保険者の、または被保険者の指図による暴行、殴打に起因する賠償責任
- ⑤ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任

ア. 航空機

イ. 船舶

ウ. 車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）

エ. 銃器（空気銃を除きます。）

第3条（普通保険約款の規定の一部適用除外）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④の規定は、被保険者が使用または管理する財物のうち、旅館が所有、使用もしくは管理する財物については適用しません。

第4条（被保険者の範囲）

（１）この特別約款における被保険者は、次に掲げる者とします。

- ① 旅館の宿泊者
- ② 旅館の客室の一時的使用につき、一定の使用料（室料・休憩料）を支払っている者
- ③ 旅館の構内にある会議室、宴会場、展示場等の利用につき、その主催者等が一定の使用料を支払っている場合の参加者、招待客等

（２）（１）に掲げる被保険者相互間における他の被保険者については、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。

第5条（告知義務）

- (1) 保険契約者になる者は、保険契約締結の際、告知事項（危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。以下「告知事項」といいます。なお、「危険」とは、損害の発生の可能性をいいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者が、事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1 か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

第6条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下「危険増加」といいます。）が生じた場合において、保険契約者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1 か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合に

は適用しません。

- (4) (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第7条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務の場合）

- (1) 第5条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、保険契約者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対する保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1) または(2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた日より前に発生した事故による損害については適用しません。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ③ 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - ⑦ その他当社が次条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- （３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下③において同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の３親等内の親族
- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- （５）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （６）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

- （１）当社は、被保険者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内

に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数の該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第10条（時効）

保険金請求権は、第8条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款の適用においては、普通保険約款第7条（告知義務）、第8条（通知義務）、第10条（調査）、第16条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（１）から（５）まで、第24条（保険金の請求）、第26条（保険金の支払時期）および第27条（時効）の規定は適用しません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款第19条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定中「第7条（告知義務）（2）、第8条（通知義務）（2）、第10条（調査）（3）、第14条（重大事由による解除）（1）または第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）」とあるのは「旅館宿泊者特別約款第5条（告知義務）（2）、第6条（通知義務）（2）もしくは（6）、第7条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務の場合）（3）または普通保険約款第14条（重大事由による解除）（1）」と読み替えて適用します。

第13条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

61. 塾特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
塾	主として未成年者を対象とし、学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、絵画等を指導する私的教育機関であって、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、野球、水泳、スキー、テニス等スポーツを指導するもの、専ら義務教育就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とするもの、主たる指導方法が通信教育によるものならびに学校教育法（昭和22年法律第26号）の学校、専修学校および各種学校を含みません。
塾の管理下	塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます。）、塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間および塾が主催または共催する模擬試験、合宿、父兄会等の行事に参加している間をいいます。

第2条（事故）

この特別約款において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、日本国内において発生した次に掲げる事故をいいます。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する塾の施設または設備（以下「施設」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 塾の業務遂行に起因する偶然な事故

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、改造、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任

任

- ② 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
ア. 航空機
イ. 自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）
ウ. エレベーター・エスカレーター
エ. 施設外における船、車両（自動車および原動力が専ら人力である場合を除きます。）または動物
- ③ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 塾の指導、助言の結果に起因して、塾の生徒が塾の管理下でない間に発生した事故による賠償責任
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ⑦ 塾の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する賠償責任

第4条（保険料の精算）

- （1）この特別約款における保険料は、保険期間中に塾に在籍する生徒の平均人数によって定めるものとし、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- （2）当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者の書類を閲覧することができます。
- （3）当会社は、（1）の資料および（2）の規定によって閲覧した書類に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

第5条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

62. 漏水補償特約

当会社は、塾特別約款第3条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいもしくは氾濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

63. 塾生徒特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
塾	主として未成年者を対象とし、学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、絵画等を指導する私的教育機関であって、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、野球、水泳、スキー、テニス等スポーツを指導するもの、専ら義務教育就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とするもの、主たる指導方法が通信教育によるものならびに学校教育法（昭和22年法律第26号）の学校、専修学校および各種学校を含みません。
塾の管理下	塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます。）、塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間および塾が主催または共催する模擬試験、合宿、父兄会等の行事に参加している間をいいます。

第2条（事故）

この特別約款において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、日本国内において発生した、塾の管理下における塾の生徒の行為に起因する偶然な事故をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ② 被保険者の、または被保険者の指図による暴行、殴打に起因する賠償責任
- ③ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ア. 航空機
 - イ. 船
 - ウ. 車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）
 - エ. 銃器（空気銃を除きます。）

第4条（普通保険約款の規定の一部適用除外）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）⑥の規定は、被保険者が家事使用人として使用する者については適用しません。

第5条（被保険者の範囲）

（1）この特別約款における被保険者は、次に掲げる者（責任無能力者を含みません。）とします。

- ① 塾の生徒
- ② 塾の生徒の法定の監督義務者

（2）（1）に掲げる被保険者相互間における他の被保険者については、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の他人とみなします。

第6条（告知義務）

（1）保険契約者になる者は、保険契約締結の際、告知事項（危険に関する重要な事

項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。以下「告知事項」といいます。なお、「危険」とは、損害の発生の可能性をいいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① （2）に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
- ③ 保険契約者が、事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

（4）（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第7条（通知義務）

（1）保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

（2）（1）の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下「危険増加」といいます。）が生じた場合において、保険契約者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通

保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までには発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第8条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務の場合）

(1) 第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、保険契約者の申出に基づく危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対する保険料を返還または請求します。

(3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

第9条（保険料の精算）

(1) この特別約款における保険料は、保険期間中に塾に在籍する生徒の平均人数によって定めるものとし、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

(2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者の書類を閲覧することができます。

(3) 当社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づいて算出された保険料と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を

返還または請求します。

第10条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使用することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

③ 被害者の死亡に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、

死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

④ 被害者の後遺障害に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

⑤ 被害者の傷害または疾病に関して被保険者が支払うべき損害賠償金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑥ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）

⑦ その他当社が次条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。以下③において同様とします。）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証

拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、被害者の治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

第12条（時効）

保険金請求権は、第10条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第13条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款の適用においては、普通保険約款第7条（告知義務）、第8条（通知義務）、第10条（調査）、第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)から(5)まで、第24条（保険金の請求）、第26条（保険金の支払時期）および第27条（時効）の規定は適用しません。

第14条（普通保険約款の読み替え）

この特別約款については、普通保険約款第19条（保険料の返還－解除の場合）(1)および(3)の規定中「第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第10条（調査）(3)、第14条（重大事由による解除）(1)または第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)」とあるのは「塾生徒特別約款第6条（告知義務）(2)、第7条（通知義務）(2)もしくは(6)、第8条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務の場合）(3)または普通保険約款第14条（重大事由による解除）(1)」と読み替えて適用します。

第15条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

64. 傷害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

塾	主として未成年者を対象とし、学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、絵画等を指導する私的教育機関であって、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、野球、水泳、スキー、テニス等スポーツを指導するもの、専ら義務教育就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とするもの、主たる指導方法が通信教育によるものならびに学校教育法（昭和22年法律第26号）の学校、専修学校および各種学校を含みません。
塾との往復途上	自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間および塾の管理下を離れて帰宅するまでの間。ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。
塾の管理下	塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます。）、塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間および塾が主催または共催する模擬試験、合宿、父兄会等の行事に参加している間をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
治療	医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）が必要であると認め、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。）が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、日本国内において、被保険者が次のいずれかの間に生じた急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってその身体に被った傷害に

対して、この特約、塾生徒特別約款および普通保険約款に従い保険金を支払います。

- ① 塾の管理下にある間
- ② 塾との往復途上にある間
- （2）（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。なお、規定の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。

- ① 保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ ⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

第4条（被保険者）

この特約における被保険者は、塾に在籍するすべての生徒をいいます。

第5条（死亡保険金の支払）

当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金}}{\text{後遺障害に対する保険金}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 別表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支

払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{別表に掲げる加重後の} \\ \text{後遺障害に該当する等級} \\ \text{に対する保険金支払割合} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害} \\ \text{に該当する等級に対} \\ \text{する保険金支払割合} \end{array} = \text{適用する割合}$$

第7条（入院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。ただし、入院した日数は180日を限度とし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数} = \text{入院保険金の額}$$

(2) (1) の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、その処置日数を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第8条（通院保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。ただし、通院した日数は90日を限度とし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数} = \text{通院保険金の額}$$

(2) (1) の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。以下(2)において同様とします。）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、

被保険者以外の医師の指示による固定であること（診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

- ① 長管骨（上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下②において同様とします。）または脊柱
 - ② 長管骨に接続する3大関節部分（上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）
 - ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。
 - ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- （3）当社は、（1）および（2）の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- （4）被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（当社の責任限度額）

当社がこの特約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、被保険者ごとに保険金額をもって限度とします。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

- （1）被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- （2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第12条（重大事由による解除）

- （1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの特約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア、反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。

- イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（その被保険者に係る部分に限りです。）を解除することができます。

- ① 被保険者が、（1）③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、（1）③アからオまでのいずれかに該当すること。
- （3）（1）または（2）の規定による解除が傷害（（2）の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。以下（3）において同様とします。）の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から⑤までの事由または（2）①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当社は、保険金（（2）②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、（1）③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限りです。以下（3）において同様とします。）を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第13条（被保険者による特約の解除請求）

- （1）次のいずれかに該当する場合は、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約（その被保険者に係る部分に限りです。以下この条において同様とします。）を解除することを求めることができます。
 - ① この特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでの

いずれかに該当する場合

- ④ 前条（１）④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- （２）保険契約者は、（１）①から⑥までの事由がある場合において被保険者から（１）に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この特約を解除しなければなりません。
- （３）（１）①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- （４）（３）の規定によりこの特約が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

第14条（事故発生時の義務）

- （１）被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （２）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- （３）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（１）もしくは（２）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条（保険金の請求）

- （１）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ④ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時

- ア. 被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
- イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
- ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

（２）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
 - ③ 当会社の定める傷害状況報告書
 - ④ 被保険者の死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書または死体検案書、被保険者の法定相続人の印鑑証明書、被保険者の戸籍謄本および法定相続人の戸籍謄本
 - ⑤ 被保険者の後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および被保険者の印鑑証明書
 - ⑥ 被保険者の傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、傷害の程度を証明する診断書、入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類および被保険者の印鑑証明書
 - ⑦ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑧ その他当会社が次条（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- （３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。以下③において同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- （４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- （５）当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （６）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）

の規定に違反した場合または（２）、（３）もしくは（５）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（２）および（３）の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの特約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- （２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① （１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② （１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ （１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ （１）①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （３）（１）および（２）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）または（２）の期間に算入しないものとします。

第17条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（１）当会社は、第14条（事故発生時の義務）の規定による通知または第15条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の

支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（２）（１）の規定による診断または死体の検案（死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。）のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当会社が負担します。

第18条（時効）

保険金請求権は、第15条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第19条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第20条（普通保険約款等の適用除外）

- （１）この特約の適用においては、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）、第14条（重大事由による解除）、第21条（事故発生時の義務）、第23条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）、第24条（保険金の請求）、第26条（保険金の支払時期）、第27条（時効）および第28条（代位）の規定は適用しません。
- （２）この特約の適用においては、塾生徒特別約款第3条（保険金を支払わない場合）、第10条（保険金の請求）、第11条（保険金の支払時期）および第12条（時効）の規定は適用しません。

第21条（普通保険約款等の読み替え）

（１）この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第6条（保険責任の始期および終期）（３）および第16条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（７）の規定中「事故による損害」とあるのは「事故による傷害」
- ② 第12条（保険契約の取消し）の規定中「保険契約者または被保険者」とあるのは「保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者」
- （２）この特約については、塾生徒特別約款を次のとおり読み替えて適用します。
 - ① 第6条（告知義務）（１）の規定中「損害の発生の可能性」とあるのは「傷害の発生の可能性」
 - ② 第6条（告知義務）（４）ならびに第7条（通知義務）（４）および（７）の規定中「損害の発生した後に」とあるのは「傷害の発生した後に」
 - ③ 第6条（告知義務）（５）、第7条（通知義務）（４）、（５）および（７）ならびに第8条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務の場合）（５）の規定中「事故による損害」とあるのは「事故による傷害」
 - ④ 第14条（普通保険約款の読み替え）の規定中「普通保険約款第14条（重大事由による解除）（１）」とあるのは「傷害補償特約第12条（重大事由による解除）（１）」

第22条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および塾生徒特別約款の規定を準用します。

別表 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100 %
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89 %
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78 %

第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69 %
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59 %
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50 %

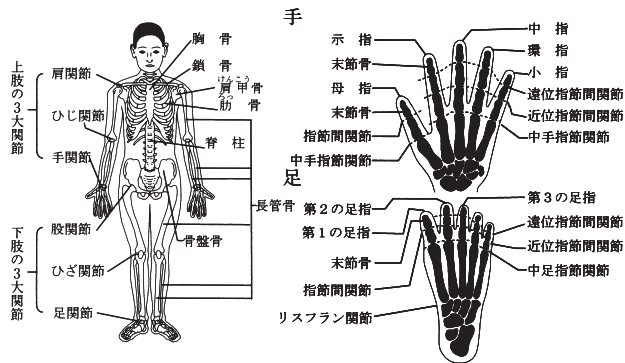
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの	34%

	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの	20%

	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの	10%

	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したものの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。



65. 保険料確定特約（塾総合用）

第1条（保険料算出の基礎）

この保険契約において保険料を定めるために用いる塾に在籍する生徒の平均人数とは、塾特別約款第4条（保険料の精算）（1）および塾生徒特別約款第9条（保険料の精算）（1）の規定にかかわらず、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）において、保険証券記載の塾に在籍していた生徒の平均人数とします。

第2条（適用除外）

当社は、この特約により、普通保険約款第17条（保険料の返還—無効または失効の場合）（3）、第19条（保険料の返還—解除の場合）（3）および（4）、塾特別約款第4条（保険料の精算）（1）および（3）ならびに塾生徒特別約款第9条（保険料の精算）（1）および（3）の規定を適用しません。

第3条（保険金計算の特則）

（1）当社は、保険契約者が当会社に申告した第1条（保険料算出の基礎）に規定する平均人数が、実際の平均人数に対して不足していた場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、普通保険約款第7条（告知義務）（6）および塾生徒特別約款第6条（告知義務）（5）の規定にかかわらず、次の算式により算出した額を保険金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{実際の平均人数が申告} \\ \text{されたものとして算出} \\ \text{した当会社の支払うべ} \\ \text{き保険金の額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険契約締結時に保険契約者が} \\ \text{申告した平均人数によって定め} \\ \text{られるこの保険契約の保険料} \\ \text{実際の平均人数によって定めら} \\ \text{れるこの保険契約の保険料} \end{array} = \text{保険金の額}$$

（2）（1）の規定は、当会社が、保険契約締結時に保険契約者が申告した平均人数が、実際の平均人数に不足していたことを知った時から（1）の規定により保険金を支払うことについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合には適用しません。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、塾特別約款、塾生徒特別約款および他の特約の規定を適用します。

66. 店舗特別約款

第1章 身体障害および財物損壊補償条項

第1条（事故）

この特別約款において、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の「事故」とは、日本国内において発生した次に掲げる事故をいいます。

- ① 保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故
- ② 施設に起因する偶然な事故
- ③ 生産物に起因する偶然な事故

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、改築、改造、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任。ただし、被保険者が工事の発注者として負担する賠償責任を除きます。
- ② 施設の屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ア. 航空機
 - イ. 自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）
 - ウ. 施設外における船、車両（自動車および原動力が専ら人力である場合を除きます。）または動物
- ④ 生産物または業務の目的物の損壊自体（生産物または業務の目的物の一部の欠陥によるその生産物または業務の目的物の他の部分の損壊を含みます。）の賠償責任
- ⑤ 生産物または業務の目的物が所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する賠償責任。ただし、生産物または業務の目的物の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事由の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する賠償責任を除きます。
- ⑥ 生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物（構造的、機能的に一体とみなされる完成品をいいます。以下「完

成品」といいます。)の損壊に起因する賠償責任。ただし、完成品の損壊に起因して発生した、身体の障害または完成品以外の財物の損壊に対する賠償責任を除きます。

- ⑦ 生産物(生産物を制御装置として使用している財物を含みます。)により製造・加工された財物(以下「製造品・加工品」といいます。)の損壊に起因する賠償責任。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、身体の障害または製造品・加工品以外の財物の損壊に対する賠償責任を除きます。
- ⑧ 被保険者が故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任
- ⑨ 弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、弁理士、社会保険労務士その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
- ⑩ 次に掲げる業務に起因する賠償責任
 - ア. 人または動物に対する診察、治療、看護または疾病の予防もしくは死体の検案
 - イ. 医薬品、医薬部外品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定または投与もしくは使用方法の指示
 - ウ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等の施術
 - エ. 理容業務(カット、シャンプー、シェービング、セット、アイパー、コールド・パーマメントウェーブ、アイロン、ヘア・スカルプ・トリートメント(毛髪・頭皮保護)等をいいます。)
 - オ. 美容業務(総合パーマメント・ウェーブ、シャンプー、カット、セット、ブロー、ヘア・トリートメント、スカルプ・トリートメント、ヘア・ダイ(染毛)、婚礼着付、フェイシャル・トリートメント等をいいます。)
 - カ. ネイルケア(爪の整形、処理、カラーリング、リムーバー、パック、付け爪、角質取り等をいいます。)、ネイルアート等の施術
 - キ. 痩身、脱毛、整形等を目的とする施術

第3条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、次の事故が発生した場合または事故の発生するおそれのあることを知った場合は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置(以下「回収措置」といいます。)を実施しなければなりません。

- ① 第1条(事故)①に規定する事故のうち、被保険者の業務が完了(業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または放棄された後に、その業務の結果について生じた事故
- ② 第1条(事故)③に規定する事故

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条(回収費用補償対象外)

当会社は、生産物もしくは前条(1)①に規定する業務の目的物またはこれらが一部をなす財物について、前条に規定する回収措置が実施された場合に、被保険者

が支出したと否とを問わず、また損害賠償金として請求されたと否とを問わず、その回収措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。

第2章 人格権侵害補償条項

第1条(保険金を支払う場合)

当会社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、日本国内において発生した第1章第1条(事故)に規定する「偶然な事故」に起因して、被保険者または被保険者以外の者が保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)中に行った他人(被保険者以外の者をいいます。以下同様とします。)に対する不当行為により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および第1章第2条(保険金を支払わない場合)に規定する賠償責任。ただし、普通保険約款第2条①の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。
- ② 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する賠償責任
- ③ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 被保険者間で行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑥ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑦ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する賠償責任

第3条(支払責任の限度)

当会社が第1条(保険金を支払う場合)の規定に基づき支払うべき保険金の額は、普通保険約款第5条(支払保険金の計算)の規定にかかわらず、普通保険約款第3条(損害の範囲)に規定する損害賠償金および普通保険約款第4条(費用)に規定する費用の合計額について、1名につき100万円、1回の事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします

第3章 基本条項

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	保険証券にその名称または氏名が記載された被保険者をいいます。
施設	記名被保険者が、業務の遂行のために、所有、使用または管理するすべての店舗、店舗建物に付属する作業場等の付帯設備および収容動産ならびに事務所、倉庫、駐車場および看板等をいい、次のものを除きます。 ① エレベーター、エスカレーター ② 店舗、事務所等が住居併用である場合の住居部分 ③ 保険証券に除外施設として記載されたもの
生産物	記名被保険者が、業務の遂行のために、製造、販売または提供したすべての商品、製品、飲食物等の財物をいい、次のものを除きます。 ① 医薬品 ② 保険証券に除外生産物として記載されたもの
不当行為	不当な身体の拘束による自由の侵害もしくは名誉毀損または口頭、文書、図画、映像その他これに類する表示行為による名誉毀損もしくはプライバシーの侵害をいいます。

第2条（被保険者の範囲）

（１）この特別約款における被保険者は、次に掲げる者としします。ただし、②および③に規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に関して、法律上の賠償責任を負担する場合に限り、被保険者に含まれるものとしします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
- ③ 記名被保険者の使用人

（２）当会社は、（１）に規定する被保険者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。また、当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第3条（初期対応費用・訴訟対応費用）

（１）当会社は、第1章第1条（事故）に規定する事故により、他人の身体の障害もしくは財物の損壊または第2章第1条（保険金を支払う場合）に規定する不当行為が保険期間中に発生した場合において、普通保険約款第4条（費用）に規定する費用のほか、次の費用（収入の喪失を含みません。）を損害の一部とみなします。

- ① 被保険者が初期対応を行うために支出を余儀なくされた次の費用。ただし、

その額および使途が社会通念上妥当なものに限りします。

ア. 事故現場の保存、事故状況の調査およびその記録に要する費用（写真撮影費用を含みます。）

イ. 事故原因の調査に要する費用

ウ. 事故現場の取片づけおよび清掃に要する費用（残存物の廃棄費用を含みます。）

エ. 前条（１）②または③に規定する者を事故現場に派遣するために必要な交通費・宿泊費等の費用

オ. 通信費

カ. 新聞等へのお詫び広告掲載費用または休業していることもしくは営業再開の予定を広告するための費用。ただし、あらかじめ当会社の同意を得たものに限りします。

② 被保険者が日本国内において提起された損害賠償請求訴訟の対応のために支出を余儀なくされた次の費用。ただし、その額および使途が社会通念上妥当なものに限りします。

ア. 文書（相手方当事者または裁判所に提供する文書に限りします。）作成費用

イ. 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用

ウ. 事故原因の調査に要する費用

エ. 意見書・鑑定書の作成費用

オ. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当（訴訟等の対応に常時従事する者に対する手当は除きます。）または臨時雇用費用

カ. 前条（１）②または③に規定する者の交通費または宿泊費

キ. 増設コピー機の賃借費用

（２）当会社が（１）の規定に基づき支払うべき保険金の額は、（１）①および②に規定する費用の合計で、１回の事故および保険期間中につき100万円を限度とします。

第4条（1回の事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、１回の事故とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第5条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

67. 見舞費用補償特約（A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ギブス等	ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、これらの者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1章第1条（事故）に規定する事故により、他人（被保険者以外の者をいいます。）の身体の障害（身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合において、被保険者がその対応のために見舞品の購入費用または弔慰金もしくは見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を当会社の同意を得て支出したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（２）（１）の規定に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、第4条（保険金の支払額）の規定を除き、被害者1名について別表1の項目ごとに記載の金額を限度とし、保険期間中につき1,000万円を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

（１）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 見舞金等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします。）の故意

- ② 被保険者または見舞金等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
- ③ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ④ 被害者の心神喪失

（２）当会社は、運動競技（その練習を含みます。）、筋力トレーニングまたはエクササイズ（これらを総称して以下「運動競技等」といいます。）を行っている者がその運動競技等によって生じた身体の障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

当会社は、同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の(a)の保険金を支払う場合において、既に支払った別表1の(b)から(d)までにかかる保険金があるときは、死亡にかかる別表1の(a)の保険金から既に支払ったその保険金の額を差し引いた残額を支払います。

第5条（損害賠償保険金との関係）

この特約により保険金が支払われた後に、被害者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた保険金（見舞品の購入費用に相当する額を除きます。）は、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第6条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

（２）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24条（保険金の請求）（２）に規定する書類のほか、次の①から④までの書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険者の見舞金等の支出を証明する帳簿の写等の書類
- ② 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
- ③ 被害者に後遺障害が生じた場合は、後遺障害診断書
- ④ 被害者が入院または通院した場合は、傷害または疾病の程度を証明する診断書および入院日数または通院日数（往診日数を含み、入院した期間中のものを除きます。以下同様とします。）を記載した病院または診療所の証明書類

（３）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（４）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（３）の規定に違反した場合または（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（時効）

保険金請求権は、前条（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約の適用においては、普通保険約款第27条（時効）の規定は適用しません。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中、「賠償責任」とあるのは「見舞金等」
- ② 第26条（保険金の支払時期）（1）の規定中「第24条（保険金の請求）（2）」とあるのは「第24条（保険金の請求）（2）および見舞費用補償特約（A）第6条（保険金の請求）（2）」

第10条（特別約款等の読み替え）

この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない旨の規定中、「法律上の賠償責任」または「賠償責任」とあるのは「見舞金等」と読み替えて適用します。

第11条（普通保険約款等との関係）

- （1）この特約が付帯される保険契約にエレベーター・エスカレーター補償特約が付帯される場合、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故には、保険証券記載のエレベーター・エスカレーターの所有、使用または管理に起因する事故を含むものとします。
- （2）この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

別表1 第2条（保険金を支払う場合）（2）の限度額

項 目			支払限度額
(a) 死亡した場合			50万円
(b) 後遺障害が生じた場合			50万円に別表2に掲げる割合を乗じた額
(c) 入院の場合	入院日数	31日以上	10万円
		15日以上～30日以内	5万円
		8日以上～14日以内	3万円
		7日以内	2万円
(d) 通院の場合	通院日数	31日以上	5万円
		15日以上～30日以内	3万円
		8日以上～14日以内	2万円
		7日以内	1万円

注 通院日数には、被害者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者または被害者以外の医師の指示による固定であるこ

と（診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限りです。

1. 長管骨（上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下2.において同様とします。）または脊柱
2. 長管骨に接続する3大関節部分（上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）
3. 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。
4. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	78%

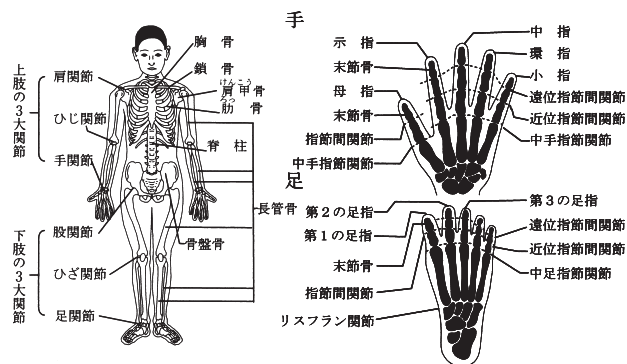
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）			(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すものの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1 上肢をひざ関節以上で失ったもの (5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69 %	第7級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すものの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睪丸を失ったもの	42 %
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59 %	第8級	(1) 1 眼が失明し、または1 眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの	34 %
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すものの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	50 %			

	(5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの			(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの (10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	
第 9 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26 %	第 11 級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10 歯以上に對し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15 %
第 10 級	(1) 1 眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に對し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	20 %	第 12 級	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7 歯以上に對し歯科補綴を加えたもの (4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの	10 %

	(1 1) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (1 2) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (1 3) 局部に頑固な神経症状を残すもの (1 4) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (1 1) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



68. 見舞費用補償特約（B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、これらの者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1章第1条（事故）に規定する事故により、他人（被保険者以外の者をいいます。）の身体の障害（身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）が保険証券

記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した場合において、被保険者がその対応のために見舞品の購入費用または弔慰金もしくは見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を当会社の同意を得て支出したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

（2）（1）の規定に基づき当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、第4条（保険金の支払額）の規定を除き、被害者1名について別表1の項目ごとに記載の金額を限度とし、保険期間中につき1,000万円を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、直接であると間接であると問わず、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 見舞金等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします。）の故意
 - ② 被保険者または見舞金等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
 - ③ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
 - ④ 被害者の心神喪失
- （2）当社は、運動競技（その練習を含みます。）、筋力トレーニングまたはエクササイズ（これらを総称して以下「運動競技等」といいます。）を行っている者がその運動競技等によって生じた身体の障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金の支払額）

当社は、同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の(a)の保険金を支払う場合において、既に支払った別表1の(b)から(d)までにかかる保険金があるときは、死亡にかかる別表1の(a)の保険金から既に支払ったその保険金の額を差し引いた残額を支払います。

第5条（損害賠償保険金との関係）

この特約により保険金が支払われた後に、被害者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた保険金（見舞品の購入費用に相当する額を除きます。）は、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第6条（保険金の請求）

- （1）当社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24条（保険金の請求）（2）に規定する書類のほか、次の①から④までの書類のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 被保険者の見舞金等の支出を証明する帳簿の写等の書類
 - ② 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ③ 被害者に後遺障害が生じた場合は、後遺障害診断書
 - ④ 被害者が入院または通院した場合は、傷害または疾病の程度を証明する診断書および入院または通院したことを記載した病院または診療所の証明書類
- （3）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に

対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（時効）

保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約の適用においては、普通保険約款第27条（時効）の規定は適用しません。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中、「賠償責任」とあるのは「見舞金等」
- ② 第26条（保険金の支払時期）（1）の規定中「第24条（保険金の請求）（2）」とあるのは「第24条（保険金の請求）（2）および見舞費用補償特約（B）第6条（保険金の請求）（2）」

第10条（特別約款等の読み替え）

この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない旨の規定中、「法律上の賠償責任」または「賠償責任」とあるのは「見舞金等」と読み替えて適用します。

第11条（普通保険約款等との関係）

- （1）この特約が付帯される保険契約にエレベーター・エスカレーター補償特約が付帯される場合、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故には、保険証券記載のエレベーター・エスカレーターの所有、使用または管理に起因する事故を含むものとします。
- （2）この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

別表1 第2条（保険金を支払う場合）（2）の限度額

項 目			支払限度額
(a) 死亡した場合			20万円
(b) 後遺障害が生じた場合			20万円に別表2に掲げる割合を乗じた額
(c) 入院の場合	入院日数	31日以上 15日以上～30日以内 8日以上～14日以内 7日以内	日数に関係なく2万円
(d) 通院の場合	通院日数	31日以上 15日以上～30日以内 8日以上～14日以内 7日以内	日数に関係なく1万円

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの	89%

	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59%

第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咄しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの	42%

	(13) 両側の鞏丸を失ったもの	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咄しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	26%

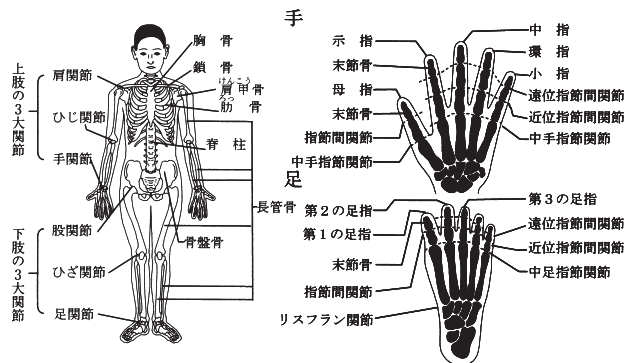
	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%

第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまぶげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%
------	---	----

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



69. 事故再発防止費用補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1章第1条（事故）に規定する事故（以下「事故」といいます。）による他人の身体の障害または財物

の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に、その事故の再発を防止するために、事故による他人の身体の障害または財物の損壊が発生した保険契約の保険期間終了後180日以内に次の費用を支出したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、当会社が書面による同意をした場合に限りします。

- ① 設備、機器等の購入費用、設置費用
- ② 警備保障会社との警備保障契約にかかる費用
- ③ 被保険者以外の者によるコンサルティング費用

(2) (1)の費用は、その額および使途が社会通念上妥当なもので、かつ、その事故の再発を防止することが直接的に効果があると認められるものに限りします。なお、(1)に規定する期間内に支出した費用が、賃借料、維持・管理費用等である場合は、それぞれの契約日から5年間分を限度とします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第1章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任を負担する場合に支出した費用
- ② その事故の原因となった財物およびこれらと同種の財物の回収、検査、修理、交換、やり直し等の措置を実施するために支出した費用

第3条（支払責任の限度）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金の額または100万円のいずれか低い額を限度とし、保険期間中につき100万円を限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

- (1) この特約が付帯される保険契約にエレベーター・エスカレーター補償特約が付帯される場合、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故には、保険証券記載のエレベーター・エスカレーターの所有、使用または管理に起因する事故を含むものとします。
- (2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

70. エレベーター・エスカレーター補償特約

第1条（施設の定義）

店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3章第1条（用語の定義）「施設」の定義にかかわらず、保険証券記載のエレベーター・エスカレーター（以下「エレベーター・エスカレーター」といいます。）については、施設に含むものとします。

第2条（普通保険約款の規定の一部適用除外）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④の規定は、エレベーター・エスカレーターに積載した他人の財物については適用しません。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

71. 借用施設補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および第2条（保険金を支払わない場合）④ならびに店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1章第1条（事故）の規定にかかわらず、被保険者が業務の遂行のために借用する保険証券記載の施設（以下「借用施設」といいます。）が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により、滅失、損傷または汚損した場合において、被保険者が借用施設についてその貸主（転貸人を含みます。以下同様とします。）に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）
- ③ 給排水設備（スプリンクラー設備・装置を含みます。）に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることをいいます。）による水濡れ

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第1章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が、次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の心神喪失または指図に起因する賠償責任
- ② 被保険者が借用施設を貸主に引き渡した後に発見された借用施設の滅失、損傷または汚損に起因する賠償責任

第3条（支払責任の限度）

当会社は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定にかかわらず、1回の事故につき、損害賠償金が3,000円を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。ただし、保険証券記載のこの特約の支払限度額をもって限度とします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

72. 特定店舗補償特約

第1条（読み替え規定）

当会社は、この特約により、店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1章第1条（事故）①

- ① 施設を拠点として行われる保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故

② 第3章第1条（用語の定義）「施設」および「生産物」

用語	定義			
施設	記名被保険者が、所有、使用または管理する下欄記載の施設をいい、次のものを除きます。 ① エレベーター、エスカレーター ② 店舗、事務所等が住居併用である場合の住居部分 ③ 保険証券に除外施設として記載されたもの			
	対象となる施設	1	名称	
			住所	
		2	名称	
			住所	
		3	名称	
			住所	
		4	名称	
			住所	
	生産物	記名被保険者が、製造、販売または提供した下欄記載の財物をいい、次のものを除きます。 ① 医薬品 ② 保険証券に除外生産物として記載されたもの		
対象となる財物（生産物）		（例）上記施設で提供される飲食物		

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

73. 食中毒・感染症利益補償特約

（本特約は49.食中毒・感染症利益補償特約参照）

74. 使用不能損害拡張補償特約（店舗特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に発生した店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1章第1条（事故）に規定する事故により、

他人（被保険者以外の者をいいます。）の財物（普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。）が損壊（滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐欺は含みません。以下同様とします。）を伴わずに使用不能（財物の本来の目的および用法に従った使用が阻害されることをいい、これにより収益が減少することを含みます。以下同様とします。）になったことにより生ずる損害（以下「使用不能損害」といいます。）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（2）特別約款第3章第1条（用語の定義）に規定する生産物（以下「生産物」といいます。）または特別約款第1章第3条（事故発生時の義務）（1）①に規定する業務の目的物（以下「業務の目的物」といいます。）に起因して生じた（1）の使用不能損害については、生産物または業務の目的物に損壊が発生した場合に限り、（1）の規定を適用します。この場合において、生産物または業務の目的物は、（1）の他人の財物とはみなしません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第1章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 財物を紛失することまたは盗取もしくは詐欺されることによって生じた使用不能に起因する賠償責任
- ② 普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の債務不履行（履行不能、履行遅滞または不完全履行をいい、前条（2）に規定する生産物または業務の目的物の損壊を除きます。）に起因する賠償責任
- ④ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ⑤ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- ⑥ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物の損壊、紛失、盗取または詐欺に起因する賠償責任
- ⑦ ネットワーク（電子データ等を伝送する通信回線、ルーターおよび交換機で構成される情報通信ネットワーク、コンピュータ、サーバー、データ端末等の情報機器を接続したコンピュータネットワークおよびインターネット等のバックボーンネットワークをいいます。以下同様とします。）の所有、使用もしくは管理またはネットワーク上におけるデータ、ソフトウェアもしくはプログラムの提供によって生じた使用不能に起因する賠償責任
- ⑧ 生産物または業務の目的物自体（生産物または業務の目的物の一部の欠陥によるその生産物または業務の目的物の他の部分を含みます。）の使用不能に対して負担する賠償責任
- ⑨ 生産物または業務の目的物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器また

は包装等として使用された財物（構造的、機能的に一体とみなされる完成品をいいます。）の使用不能に起因する賠償責任

- ⑩ 生産物または業務の目的物（生産物または業務の目的物を制御装置として使用している財物を含みます。）により製造または加工された財物の使用不能に起因する賠償責任

第3条（使用不能損害の範囲）

第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する使用不能損害は、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に生じたものに限ります。

第4条（支払責任の限度）

当会社が第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払うべき保険金の額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金および普通保険約款第4条（費用）に規定する費用の合計額について、1回の事故および保険期間中につき100万円を限度とします。

第5条（普通保険約款等との関係）

- （1）この特約が付帯される保険契約にエレベーター・エスカレーター補償特約が付帯される場合、第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する事故には、保険証券記載のエレベーター・エスカレーターの所有、使用または管理に起因する事故を含むものとします。
- （2）この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

75. リコール費用補償特約（店舗特別約款用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
回収決定	被保険者または回収等実施者が、生産物の回収等の実施およびその時期・方法等を決定することをいいます。
回収生産物	回収等の対象となる生産物をいいます。
回収等	重大事故の拡大の防止を目的とする回収、検査、修理等の措置をいいます。
回収等実施者	生産物の回収等を実施する者（被保険者を除きます。）をいいます。
記名被保険者	保険証券にその名称または氏名が記載された被保険者をいいます。

継続契約	リコール特約付保険契約の保険期間の終了日（その契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。）を保険期間の開始日とするリコール特約付保険契約をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
重大事故	他人の生命、身体または財物に関する、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 死亡または後遺障害 ② 傷害または疾病であって、治療に要する期間（傷害を被った日または発病日から治癒するまでに要した期間をいいます。）が30日以上であるもの ③ 一酸化炭素中毒 ④ 火災（各消防本部によって火災と認定されたものに限りま。）による財物の焼損（生産物のみの焼損を除きます。）
初年度契約	継続契約以外のリコール特約付保険契約をいいます。
生産物	店舗特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3章第1条（用語の定義）に規定する生産物（不動産を除きます。）またはそれを成分、原材料、添加物、資材、部品、容器もしくは包装等として使用された財物（不動産を除きます。）をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
他の保険契約等	次条の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
リコール特約付保険契約	この保険契約の記名被保険者を被保険者とする保険契約であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ① この特約が付帯された普通保険約款および特別約款に基づく当会社との保険契約 ② リコール費用補償特約が付帯された普通保険約款および生産物特別約款に基づく当会社との保険契約

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、特別約款第1章第4条（回収費用補償対象外）の規定にかかわらず、生産物の瑕疵に起因して日本国内で重大事故が発生した場合に、被保険者が被る次のいずれかに該当する損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者が日本国内に存在するその生産物の回収等を実施することにより生じた費用を負担することによって被る損害
- ② 日本国内に存在するその生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施され、かつ、被保険者がこれによって生じた第8条（損害の範囲）（1）①から⑧までの費用を法律上の損害賠償金として負担する場合は、被保険者がその損害賠償金を負担することによって被る損害
- （2）当会社は、回収等の実施が、次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになった場合に限り、（1）の規定を適用します。

- ① 被保険者または回収等実施者の行政庁に対する届出または報告等（文書による届出または報告等に限りま。）
- ② 回収等の実施についての行政庁の命令

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）の故意または重大な過失による重大事故の発生
- ② 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）、騒擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数の者の集団の行動によって、数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。）または労働争議
- ④ 脅迫行為または加害行為
- ⑤ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑥ 消費期限、賞味期限、使用期限その他の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑦ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（放射能汚染または放射線障害を含みます。）
 - ア. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - エ. 放射性同位元素
- オ. アからエまでのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）
- ⑧ 生産物の修理（前条に規定する生産物の回収等による修理を含みます。）ま

たは代替品の瑕疵

⑨ 包装、ラベル、取扱説明書等への表示漏れまたは表示誤り（虚偽の表示を含みます。）に起因する重大事故の発生

⑩ 初年度契約の保険期間の開始日の前日以前に被保険者の占有を離れた生産物の回収等

⑪ 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任

（２）保険期間が開始した場合においても、保険期間の開始時から保険料を領収する時までの間において、保険契約者または被保険者が重大事故の発生もしくはそのおそれを知ったとき（知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）または回収決定がなされたときは、当会社は、その回収等によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（被保険者）

この特約における被保険者は、特別約款第3章第2条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、記名被保険者とします。

第5条（回収決定の通知）

（１）保険契約者または被保険者は、回収決定後（生産物の回収等が回収等実施者によって実施される場合は、回収決定を知った後とします。）、次の事項を速やかに当会社に書面により通知しなければなりません。

- ① 回収決定日
- ② 回収等の開始予定日
- ③ 回収等の方法
- ④ 回収生産物の種類・型式等
- ⑤ 回収生産物の製造・販売等の数量
- ⑥ 回収生産物の出荷日・販売日等
- ⑦ その他当会社が必要と認める事項

（２）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（１）の規定に違反した場合または知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間中に当会社に対して前条（１）に規定する通知を行った場合に限り、保険金を支払います。

（２）（１）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が次のいずれかの保険契約の保険期間の開始時よりも前に回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知った場合（知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、当会社は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約が初年度契約である場合は、この保険契約
- ② この保険契約が継続契約である場合は、初年度契約

第7条（約定支払限度期間）

この特約において、当会社が保険金を支払う第2条（保険金を支払う場合）の損害は、第5条（回収決定の通知）（１）に規定する通知が行われた日以後1年以内に被保険者が費用を負担することによって被る損害（生産物の回収等が被保険者以外の者によって実施される場合は、回収決定日以後1年以内に回収等実施者に生じた

費用について、被保険者が損害賠償金を負担することによって被る損害とします。）に限りです。

第8条（損害の範囲）

（１）この特約において、当会社が保険金を支払う第2条（保険金を支払う場合）の損害の範囲は、生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とする次のいずれかに該当する費用に限りです。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
- ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費、封筒代、被保険者もしくは回収等実施者が電話、ファクシミリ、郵便等による通信を行うための費用またはこれを第三者に委託するために負担する費用を含みます。）
- ③ 回収生産物が否かまたは瑕疵の有無について確認するための費用
- ④ 回収生産物または代替品の輸送費用
- ⑤ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- ⑥ 回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分（回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入にかかるものを除きます。）
- ⑦ 回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等（回収生産物の修理または代替品の製造もしくは仕入にかかるものを除きます。）
- ⑧ 回収生産物の廃棄費用

（２）（１）に規定する費用には、次のものを含みません。

- ① 他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 回収生産物その他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の賠償責任を負担することによって被る損害
- ③ 回収等の瑕疵または技術の拙劣等により通常の回収等の費用以上に要した費用
- ④ 正当な理由なく、通常の回収等の費用以上に要した費用
- ⑤ 生産物の回収等に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収等の費用以上に要した費用

（３）生産物と他の財物の回収等が同時に実施された場合において、それぞれによって生じた費用を区分することが困難であると認められるときは、（１）①、②、③、⑥または⑦の費用は、生産物のみによって生じたものとみなします。

第9条（支払保険金の計算）

（１）普通保険約款第5条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、当会社の支払う保険金の額は、1回の生産物の回収等につき、次の式によって算出した額とします。ただし、3,000万円を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{損害の額（他人から回収した} \\ \text{金額がある場合は、その金額} \\ \text{を控除した額とします。）} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{縮小支払} \\ \text{割合} \\ \text{（90％）} \end{array} = \text{保険金の額}$$

（２）この特約において、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じて、3,000

万円を限度とします。

(3) この保険契約が継続契約の場合は、保険契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことをこの保険契約の開始時より前に知ったとき(知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。))は、当会社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額
- ② 回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを知った時(知ったと判断できる合理的な理由がある時を含みます。))のリコール特約付保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額

(4) 保険期間の途中で補償を変更する場合において、保険契約者または被保険者が回収決定の原因となった重大事故の発生またはそのおそれが生じたことを変更の前知ったとき(知ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。))は、(3)の規定を準用します。

第10条(1回の生産物の回収等)

同一の瑕疵を原因として実施した一連の生産物の回収等については、実施の時または場所にかかわらず、1回の生産物の回収等とみなします。

第11条(重大事故発生時等の義務)

(1) 普通保険約款第21条(事故発生時の義務)の規定にかかわらず、この特約において、回収決定の原因となる重大事故の発生またはそのおそれを保険契約者または被保険者が知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止

既に発生した重大事故に係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。また、回収決定の原因となる重大事故のおそれが生じたことを知った場合は、それに係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。

- ② 重大事故発生の通知

重大事故の発生の日時、場所および事故の概要を遅滞なく、当会社へ通知すること。

- ③ 重大事故の内容の通知

次の事項を遅滞なく、当会社へ書面等により通知すること。

ア. 重大事故の状況

イ. 重大事故の発生の日時、場所または重大事故の状況について証人となる者がいる場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 被害者の住所および氏名または名称

エ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

オ. 重大事故発生の原因となる生産物および瑕疵の内容ならびにその原因

- ④ 他の保険契約等の通知

他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。))について、遅滞なく、当会社へ通知すること。

- ⑤ 訴訟の通知

損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を

含みます。以下同様とします。))についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合には、遅滞なく当会社へ通知すること。

- ⑥ 請求権の保全等

他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

- ⑦ 賠償責任承認の事前承認

あらかじめ当会社の承認を得ないで賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。

- ⑧ 調査の協力等

①から⑦までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② (1)②から⑤までまたは⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

- ③ (1)⑥に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

- ④ (1)⑦に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 保険契約者または被保険者が、(1)②の通知において事実と異なることを告げた場合

- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合

第12条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①の費用に係る保険金については、第5条(回収決定の通知)(1)の通知が行われた日以後、第2条(1)①の費用を被保険者が負担した時

- ② 第2条(1)②の法律上の損害賠償金に係る保険金については、被保険者と回収等実施者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社へ提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書

- ② 請求の内容が保険金を支払う場合に該当することを証明する書類(被保険者

の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等の書類をいいます。)

③ 損害見積書

④ 重大事故の原因もしくは状況または被害の程度もしくは金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真(画像データを含みます。))または図面、被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)、被害が生じた物の価額を確認できる書類、被害が生じた物の修理等に必要とする費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書としします。)、被害者の診断書、被害者の休業損害または逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類等をいいます。)

⑤ 被保険者が負担する損害賠償金の額を示す示談書および回収等実施者への損害賠償金の支払または被保険者が保険金の請求をすることについて回収等実施者の承諾があったことを示す書類

⑥ ①から⑤までのほか、当会社が普通保険約款第26条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、重大事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条(時効)

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条(普通保険約款等の適用除外)

この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約に定める保険金を支払わない旨の規定を適用しません。

第15条(普通保険約款の読み替え)

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第2章基本条項の規定中、「事故」とあるのは「重大事故」

② 第22条(当会社による解決)および第25条(先取特権)の規定中、「損害賠償請求権者」とあるのは「回収等実施者」

(2) 普通保険約款第26条(保険金の支払時期)(2)の末尾に、次の規定を追加します。

⑦ 回収生産物の構造・材質・機能等が複雑または特殊であり、瑕疵の有無等の検証・確認を行うために特殊な専門知識・技術を要する場合または1回の生産物の回収等においてその対象となる財物が多数かつ多種類となる場合において、(1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

第16条(普通保険約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

76. 生産物自体損害補償特約(店舗特別約款用)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、店舗特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1章第2条(保険金を支払わない場合)④の規定にかかわらず、特別約款第1章第1条(事故)①または③に規定する事故による他人の身体の障害または事故の原因となった生産物(以下「事故原因生産物」といいます。))もしくは業務の目的物(特別約款第1章第3条(事故発生時の義務)(1)①に規定する業務の目的物をいいます。以下「事故原因目的物」といいます。))以外の他人の財物の損壊について被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合に限り、事故原因生産物または事故原因目的物の損壊につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

(2) (1)の損害は、現実には他人の身体の障害または事故原因生産物もしくは事故原因目的物以外の他人の財物の損壊の発生の原因となったその事故原因生産物もしくはその事故原因目的物にかかるものに限りします。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する財物を損壊した場合には、前条に規定する保険金を支払いません。

① 事故原因生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物(構造的、機能的に一体とみなされる完成品をいいます。)

② 事故原因生産物(事故原因生産物を制御装置として使用した財物を含みます。))により製造または加工された財物

第3条(支払責任の限度)

(1) 当会社が、第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害について保険金として支払うべき普通保険約款第3条(損害の範囲)に規定する損害賠償金は、事故原因生産物または事故原因目的物が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、事故原因生産物または事故原因目的物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。

(2) 当会社は、いかなる場合も、被保険者が事故原因生産物または事故原因目的物の使用不能に起因する賠償責任(得ることができたと認められる利益の喪失に起因する賠償責任を含みます。))を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）の規定に基づき支払うべき保険金の額は、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）(1) および(2)の規定にかかわらず、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金について、1回の事故および保険期間中につき1,000万円を限度とします。

(4) (3) に規定する限度額は、他人の身体の障害に起因する損害賠償金と他人の財物の損壊に起因する損害賠償金の合計額に対して適用される保険証券記載の1回の事故の支払限度額および保険期間中の支払限度額に含まれるものとします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

77. 白蟻防除業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の損害のうち、被保険者が白蟻防除施工（以下「防除施工」といいます。）に関し顧客に与える保証のうち、白蟻が再発したことにより、建物（被保険者の定める施工仕様に従って防除施工された建物をいいます。以下同様とします。）を修復するために要した費用（直接の工事費用をいい、防除施工を再び行う費用および建物の使用不能損害を含みます。）を支払うことによって被る損害に対してのみ、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

(1) 当会社は、白蟻の再発による建物の損傷が、その建物の保証期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1) の保証期間は、防除施工完了日から起算するものとします。

第3条（保険金を支払わない場合）

前条の保証期間中、その保証期間の初日の毎年の応当日の前後3か月間に定期検査を行わなかった場合は、当会社は、その保証に基づく建物の損傷に対しては、保険金を支払いません。

第4条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

78. 警備業者特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内において警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく保険証券に記載された警備業務（以下「警備業務」といいます。）を遂行することにより、他人の身体の障害（人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）または他人の財物の滅失、損傷、汚損、紛失もしくは盗取（以下「事故」といいます。）が保険証券記載の保険期間中に発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保

険金を支払います。

第2条（普通保険約款の規定の一部適用除外）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）④の規定は、警備業務を行うことを約した契約書（付属する警備計画書または警備仕様書を含みます。以下「警備契約書」といいます。）に記載された警備対象物件および警備対象区域内にある財物（以下「警備対象物」といいます。）の滅失、損傷、汚損、紛失もしくは盗取に関しては、その規定を適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であると問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して遂行した警備業務に起因する賠償責任
- ② 警備業法に基づく認定を受けずに、または認定を取り消された以後に遂行した業務に起因する賠償責任
- ③ 警備契約書に基づかない警備業務の遂行に起因する賠償責任
- ④ 警備対象物である貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗取に対する賠償責任
- ⑤ 警備対象物の原子核反応もしくは原子核の崩壊または警備対象物である銃火器もしくは火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条（定義）に定められる火薬類による事故に起因する賠償責任
- ⑥ 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし、警備対象物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗取に対する賠償責任を除きます。
 - ア. 航空機
 - イ. 自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）
 - ウ. 警備契約書の警備対象区域外における車両（自動車および原動力が専ら人力である場合を除きます。）または船舶
- ⑦ 被保険者が製造、販売または提供した警備業務用機械装置の品質上の欠陥による同機械装置自体の滅失、損傷、汚損、紛失もしくは盗取に対する賠償責任

第4条（1事故の定義）

普通保険約款第5条（支払保険金の計算）(1) に規定する「1回の事故」とは同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故をいいます。

第5条（下請負人の取扱い）

普通保険約款、この特別約款および付帯する特約にいう被保険者には、保険証券に記載された被保険者のほか、その下請負人を含みます。

第6条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24条（保険金の請求）(2) に規定する書類のほか、警備契約書の写を当会社に提出しなければなりません。

第7条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり

り、普通保険約款の規定を適用します。

79. 共通支払限度額特約（警備業者特別約款用）

第1条（支払限度額）

当会社が普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定により支払うべき保険金の額は、1回の事故について、他人の身体の障害に起因する損害賠償金と他人の財物の滅失、損傷、汚損、紛失もしくは盗取に起因する損害賠償金とを合計して、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

第2条（保険期間中の支払限度額の特則）

この保険契約において保険期間中の支払限度額が設定されている場合には、当会社が普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定により支払うべき保険金の額は、保険期間中について他人の身体の障害に起因する損害賠償金と他人の財物の滅失、損傷、汚損、紛失もしくは盗取に起因する損害賠償金とを合計して保険証券記載の保険期間中の支払限度額をもって限度とします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款ならびに警備業者特別約款および他の特約の規定を適用します。

80. 運送業務補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、警備業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条に規定する警備業務のうち警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第3号で規定する業務の遂行を目的として、被保険者が行う特別約款第2条（普通保険約款の規定の一部適用除外）の警備対象物件の運送業務（以下「運送業務」といいます。）を遂行することにより事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（読み替え規定）

この特約については、特別約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 特別約款第2条（普通保険約款の規定の一部適用除外）の規定中「警備業務を行うことを約した契約書（付属する警備計画書または警備仕様書を含みます。以下「警備契約書」といいます。）に記載された警備対象物件および警備対象区域内にある財物（以下「警備対象物」といいます。）」とあるのは「運送業務の受託物（以下「運送受託物」といいます。）」
- ② 特別約款第3条（保険金を支払わない場合）①の規定中「警備業務」とあるのは「運送業務」
- ③ 特別約款第3条②の規定中「警備業法」および「認定」とあるのは「道路運送法（昭和26年法律第183号）」および「免許」
- ④ 特別約款第3条③の規定中「警備契約書に基づかない警備業務」とあるのは「運送契約書に基づかない運送業務」

- ⑤ 特別約款第3条④から⑥までの規定中「警備対象物」とあるのは「運送受託物」
- ⑥ 特別約款第3条⑦の規定中「警備業務用機械装置」とあるのは「運送業務用機械器具」
- ⑦ 特別約款第6条（保険金の請求）の規定中「警備契約書」とあるのは「運送契約書」

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款の規定を適用します。

81. 現金・貴重品補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、警備業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）④の規定にかかわらず、警備対象物である貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物（以下「現金・貴重品」といいます。）の滅失、損傷、汚損、紛失または盗取が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（支払保険金の計算）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定にかかわらず、1回の事故について、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載のこの特約の支払限度額をもって限度とします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{被保険者が被害} \\ \text{者に支払うべき} \\ \text{損害賠償金の額} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{保険証券にこの特} \\ \text{約の免責金額の記} \\ \text{載がある場合は、} \\ \text{その免責金額} \end{array} \right. \times \left\{ \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{のこの特約の} \\ \text{損害支払割合} \end{array} \right. = \text{保険金の額}$$

（2）労働争議補償特約を付帯した契約について同特約の適用がある場合においては、（1）の損害支払割合には、保険証券記載の労働争議補償特約の損害支払割合とこの特約の損害支払割合のうちいずれか小さい損害支払割合を適用し、労働争議補償特約第3条（支払保険金の計算）の規定は適用しません。

第3条（盗取発生後の措置）

- （1）保険契約者または被保険者は、現金・貴重品について盗取が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。
 - ① 盗取された現金・貴重品の発見、回収に努めること。
 - ② 直ちに所轄警察署に通報するとともに、遅滞なく当会社にこれを通知すること。
 - ③ 現金・貴重品について、他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができ

る場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1) ②に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1) ③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

第4条（普通保険約款等との関係）

- (1) 運送業務補償特約を付帯した契約について同特約の適用がある場合においては、第1条（保険金を支払う場合）の規定中「警備対象物」とあるのは同特約第2条（読み替え規定）①に規定する「運送受託物」と読み替えて適用します。
- (2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款および特別約款の規定を適用します。

82. 危険物補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、警備業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定にかかわらず、警備対象物である医学用・科学用・産業用ラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応もしくは原子核の崩壊または警備対象物である銃火器もしくは火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条（定義）に定められる火薬類により事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

- (1) 運送業務補償特約を付帯した契約について同特約の適用がある場合においては、前条の規定中「警備対象物」とあるのは、同特約第2条（読み替え規定）①に規定する「運送受託物」と読み替えて適用します。
- (2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款および特別約款の規定を適用します。

83. 労働争議補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）②の規定にかかわらず、労働争議により事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用人の労働争議に起因する賠償責任

- ② 被保険者の遂行する警備業務の依頼人の使用人の労働争議に起因して、依頼人に対して負担する賠償責任

第3条（支払保険金の計算）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）(1)および(2)の規定にかかわらず、1回の事故について、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

$$\left\{ \begin{array}{ll} \text{被保険者が被害} & \text{保険証券に免責金額} \\ \text{者に支払うべき} & \text{の記載がある場合} \\ \text{損害賠償金の額} & \text{は、その免責金額} \end{array} \right\} \times \frac{\text{保険証券記載のこの特約の損害支払割合}}{\text{}} = \text{保険金の額}$$

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款および警備業者特別約款の規定を適用します。

84. 見舞費用補償特約（警備業者特別約款用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ギブス等	ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被害者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者または被害者が医師である場合は、これらの者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および警備業者特別約

款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が特別約款第1条に規定する警備業務を遂行することにより、他人（被保険者以外の者をいいます。）の身体の障害（身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。）が保険証券記載の保険期間中に発生した場合において、被保険者がその対応のために見舞品の購入費用または弔慰金もしくは見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を当会社の同意を得て支出したことによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。（2）（1）の規定に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、第4条（保険金の支払額）の規定を除き、被害者1名について別表1の項目ごとに記載の金額を限度とします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 見舞金等を受け取るべき者（被害者を含みます。以下同様とします。）の故意
- ② 被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）もしくは被保険者の使用人または見舞金等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為（過失犯を除きます。）または闘争行為
- ③ 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為
- ④ 被害者の心神喪失

第4条（保険金の支払額）

当会社は、同一の事故により同一の被害者について死亡にかかる別表1の(a)の保険金を支払う場合において、既に支払った別表1の(b)から(d)までにかかる保険金があるときは、死亡にかかる別表1の(a)の保険金から既に支払ったその保険金の額を差し引いた残額を支払います。

第5条（損害賠償保険金との関係）

この特約により保険金が支払われた後に、被害者に対して被保険者が法律上の賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた保険金（見舞品の購入費用に相当する額を除きます。）は、普通保険約款第3条（損害の範囲）に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第6条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- （2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第24条（保険金の請求）（2）および特別約款第6条（保険金の請求）に規定する書類のほか、次の①から④までの書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 被保険者の見舞金等の支出を証明する帳簿の写等の書類
- ② 被害者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
- ③ 被害者に後遺障害が生じた場合は、後遺障害診断書
- ④ 被害者が入院または通院した場合は、傷害または疾病の程度を証明する診断

書および入院日数または通院日数（往診日数を含み、入院した期間中のものを除きます。以下同様とします。）を記載した病院または診療所の証明書類

- （3）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （4）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（時効）

保険金請求権は、前条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合、時効によって消滅します。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約の適用においては、普通保険約款第27条（時効）の規定は適用しません。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中、「賠償責任」とあるのは「見舞金等」
- ② 第26条（保険金の支払時期）（1）の規定中「第24条（保険金の請求）（2）」とあるのは「第24条（保険金の請求）（2）および見舞費用補償特約（警備業者特別約款用）第6条（保険金の請求）（2）」

第10条（特別約款等の読み替え）

- （1）この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない旨の規定中、「法律上の賠償責任」または「賠償責任」とあるのは「見舞金等」と読み替えて適用します。
- （2）この特約については、危険物補償特約が付帯されている場合、同特約第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。」とあるのは「被保険者が見舞金等を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。」と読み替えて適用します。
- （3）この特約については、労働争議補償特約が付帯されている場合、同特約第1条（保険金を支払う場合）の規定中「被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。」とあるのは「被保険者が見舞金等を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。」と読み替えて適用します。

第11条（普通保険約款等との関係）

- （1）この特約の適用にあたっては、現金・貴重品補償特約および人格権侵害補償特約（警備業者特別約款用）は適用しません。
- （2）運送業務補償特約を付帯した契約については、第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する警備業務には同特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する運送業務を含みます。

(3) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

別表1 第2条（保険金を支払う場合）(2) の限度額

項 目			支払限度額
(a) 死亡した場合			50万円
(b) 後遺障害が生じた場合			50万円に別表2に掲げる割合を乗じた額
(c) 入院の場合	入院日数	31日以上	10万円
		15日以上～30日以内	5万円
		8日以上～14日以内	3万円
		7日以内	2万円
(d) 通院の場合	通院日数	31日以上	5万円
		15日以上～30日以内	3万円
		8日以上～14日以内	2万円
		7日以内	1万円

注 通院日数には、被害者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者または被害者以外の医師の指示による固定であること（診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定していることが確認できる場合に限りします。

1. 長管骨（上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下2.において同様とします。）または脊柱
2. 長管骨に接続する3大関節部分（上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）
3. 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りします。
4. 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りします。

別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	69%

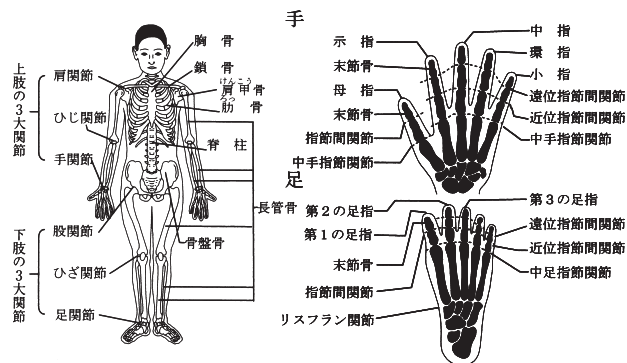
	(5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの		(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の嚙丸を失ったもの		
第 5 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1 上肢の用を全廃したもの (7) 1 下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59 %			
第 6 級	(1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの (8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	50 %		第 8 級	
第 7 級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42 %		(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの (4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの (5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの (6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの (8) 1 上肢に偽関節を残すもの (9) 1 下肢に偽関節を残すもの (10) 1 足の足指の全部を失ったもの	34 %

第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くよくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%		(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	20%		(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40 cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
				(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、肋骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



85. 人格権侵害補償特約（警備業者特別約款用）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）および警備業者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が特別約款第1条に規定する警備業務を遂行することに伴い、被保険者もしくは被保険者以外の者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に行った他人（被保険者以外の者をいいます。）に対する次に掲げる不当な行為により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損
- ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任
- ② 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

- ③ 被保険者の使用人の間で行われた不当行為に起因する賠償責任
- ④ 最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑤ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する賠償責任

第3条（支払保険金の計算）

当会社は、この特約により、普通保険約款第5条（支払保険金の計算）（1）および（2）の規定にかかわらず、1回の事故について、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載のこの特約の支払限度額をもって限度とします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{被保険者が被害} \\ \text{者に支払うべき} \\ \text{損害賠償金の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券にこの特} \\ \text{約の免責金額の記} \\ \text{載がある場合は、} \\ \text{その免責金額} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{保険証券記載} \\ \text{のこの特約の} \\ \text{損害支払割合} \end{array} = \text{保険金の額}$$

第4条（普通保険約款等との関係）

- （1）この特約の適用にあたっては、現金・貴重品補償特約、危険物補償特約、労働争議補償特約または見舞費用補償特約（警備業者特別約款用）は、適用しません。
- （2）運送業務補償特約を付帯した契約については、第1条（保険金を支払う場合）に規定する警備業務には同特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する運送業務を含みます。
- （3）この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないがぎり、普通保険約款ならびに特別約款および他の特約の規定を適用します。

86. 柔道整復師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において柔道整復業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人（その柔道整復行為の対象となる者をいいます。）の身体の障害（人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

当会社は、普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）に掲げる保険期間中に、事故が発見された場合に限り、損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次に掲げるものの所有、使用または管理によって生じた賠償責任
 - ア. 被保険者の業務を行う施術所または設備
 - イ. 航空機
 - ウ. 自動車（原動機付自転車を含みます。）
 - エ. 車両（原動力が専ら人力である場合を含みます。）
 - オ. 船舶
 - カ. 動物
- ② 名誉毀損または秘密漏えいによって生じた賠償責任
- ③ 美容を唯一の目的とする柔道整復行為によって生じた賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤ 所定の免許を有しない柔道整復師が遂行した柔道整復行為によって生じた賠償責任
- ⑥ 被保険者が外科手術を行い、または薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者が、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ずに、脱臼または骨折の患部に施術をすることによって生じた賠償責任

第4条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第21条（事故発生時の義務）（1）②に掲げる事項のほか、事故の発見の日時を遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

第5条（1事故の定義）

- （1）支払限度額または免責金額の適用において1事故とは、同一の原因または事由によって発生した一連の事故をいいます。
- （2）同一被害者に対して行った一連の柔道整復行為は、（1）に規定する同一の原因または事由にあたるものとします。

第6条（求償権の不行使）

当会社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づき当会社に移転する債権のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合を除きます。

第7条（読み替え規定）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第6条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは「保険料領収前に発見された事故」
- ② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故の発生前に」とあるのは「事故が発見される前に」
- ③ 第8条（通知義務）（4）の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間に発見された事故」

- ④ 第14条（重大事由による解除）（3）の規定中「発生した事故による損害に対しては」とあるのは「発見された事故による損害に対しては」
- ⑤ 第16条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（5）の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故による損害」とあるのは「その事実が生じた時より前に発見された事故による損害」
- ⑥ 第16条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（7）の規定中「追加保険料領収前に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収前に発見された事故」

第8条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

87. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内においてあん摩、マッサージ、指圧、はりまたはきゅう業務（以下「業務」といいます。）を遂行することにより、他人（その業務の対象となる者をいいます。）の身体の障害（人の身体の傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

第2条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、普通保険約款第6条（保険責任の始期および終期）に掲げる保険期間中に、事故が発見された場合に限り、損害に対して、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）に規定する賠償責任のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次に掲げるものの所有、使用または管理によって生じた賠償責任
 - ア. 被保険者の業務を行う施術所または設備
 - イ. 航空機
 - ウ. 自動車（原動機付自転車を含みます。）
 - エ. 車両（原動力が専ら人力である場合を含みます。）
 - オ. 船舶
 - カ. 動物
- ② 名誉毀損または秘密漏えいによって生じた賠償責任
- ③ 美容を唯一の目的とする行為によって生じた賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任

- ⑤ 所定の免許を有しない者が遂行した業務によって生じた賠償責任
- ⑥ 被保険者が外科手術を行い、または薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者が、あん摩マッサージ指圧師の場合は、応急手当をする場合を除き、医師の同意を得ずに、脱臼または骨折の患部に施術をすることによって生じた賠償責任

第4条（事故の発見）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、普通保険約款第21条（事故発生時の義務）（1）②に掲げる事項のほか、事故の発見の日時を遅滞なく当会社へ通知しなければなりません。

第5条（1事故の定義）

- （1）支払限度額または免責金額の適用において1事故とは、同一の原因または事由によって発生した一連の事故をいいます。
- （2）同一被障害者に対して行った一連の行為は、（1）に規定する同一の原因または事由にあたるものとします。

第6条（求償権の不行使）

当社は、普通保険約款第28条（代位）（1）の規定に基づき当会社に移転する債権のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものに限り、これを行使しません。ただし、これらの者の故意によって事故が発生した場合を除きます。

第7条（読み替え規定）

この特別約款については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第6条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのは「保険料領収前に発見された事故」
- ② 第7条（告知義務）（3）③の規定中「事故の発生前に」とあるのは「事故が発見される前に」
- ③ 第8条（通知義務）（4）の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間に発見された事故」
- ④ 第14条（重大事由による解除）（3）の規定中「発生した事故による損害に対しては」とあるのは「発見された事故による損害に対しては」
- ⑤ 第16条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（5）の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故による損害」とあるのは「その事実が生じた時より前に発見された事故による損害」
- ⑥ 第16条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（7）の規定中「追加保険料領収前に生じた事故」とあるのは「追加保険料領収前に発見された事故」

第8条（普通保険約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

MEMO

事故の受付窓口

電話で事故連絡

事故受付センター

0120-210-545（通話料無料）

受付時間：24時間・365日

＊携帯電話からもご利用になれます。

ネットで事故連絡（二次元コード）



簡単にお手続きいただけます。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、以下にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962（通話料無料）

受付時間：9:00～12:00 13:00～18:00

〔月～金曜日（祝日・休日および年末年始を除く）〕

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241（全国共通）

（受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝日・年末年始を除く））

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>